# 角田市公共施設等総合管理計画

平成29年3月

角 田 市

# 角田市公共施設等総合管理計画 目次

第1	章 角田市公共施設等総合管理計画について	1
1.	計画策定の背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2.	計画の位置付け及び体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3.	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	<b>対象施設</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2	章 角田市における公共施設等の状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1.	角田市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2.	社会情勢及び経済状況の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3.	公共施設等の保有数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12 14
4.	(2) 公共建築物の老朽化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17 18 20 22 22
	② インフラ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

第3章	章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な考え方 …	29
1.	公共施設等における角田市全体の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	(1) 市民一人当たりの負担額と保有面積の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	(2) 地区特性を踏まえた施設維持の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	① 角田地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	② 枝野地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	③ 藤尾地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	④ 東根地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	⑤ 桜地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	⑥ 北郷地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	⑦ 西根地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
2.	公共施設等の管理・運営に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2.	公共施設等の管理・運営に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2.		34
2.	(1) 基本方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · 34 · · · 35
2.	(1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 34 · · · · 35 · · · · 35
2.	(1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 34 · · · · 35 · · · · 35 · · · · 35
2.	(1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · 34 · · · · 35 · · · · 35 · · · · 35
2.	(1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>34</li><li>35</li><li>35</li><li>35</li><li>35</li><li>36</li></ul>
2.	(1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>34</li><li>35</li><li>35</li><li>35</li><li>35</li><li>36</li><li>36</li><li>37</li></ul>
2.	(1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>34</li><li>35</li><li>35</li><li>35</li><li>36</li><li>36</li><li>37</li><li>37</li></ul>
2.	(1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul><li>34</li><li>35</li><li>35</li><li>35</li><li>36</li><li>36</li><li>37</li><li>37</li></ul>
2.	(1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<ul> <li>34</li> <li>35</li> <li>35</li> <li>36</li> <li>36</li> <li>37</li> <li>38</li> </ul>

第4章 施設類型ごとの管理・運営に関する方針	. 39
1. 具体的な取り組みの考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
2. 施設類型ごとの管理・運営に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
公共建築物(1) 市民文化系施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42
公共 <b>建築物(2)</b> 社会教育系施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	44
公共建築物(3) スポーツ・レクリエーション系施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
<b>公共建築物(4)</b> 産業系施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	48
公共建築物(5) 学校教育系施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	50
公共建築物(6) 子育て支援施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	52
<b>公共建築物(7)</b> 保健 • 福祉施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	54
<b>公共建築物(8)</b> 行政系施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
<b>公共建築物(9)</b> 公園 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	58
<b>公共建築物(10)</b> その他施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
<b>公共建築物(11)</b> 公営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
インフラ <b>施設(12)</b> 道路(市道)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
インフラ施設(13) 橋梁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
インフラ施設(14) 上水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
インフラ施設 (15) 下水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
<b>インフラ施設(16)</b> その他インフラ施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
第5章 公共施設等における今後の取り組みについて	· 69
<b>取り組み 1</b> 計画の推進に向けた庁内体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
取り組み 2 公共施設等の見直し・まちづくりとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
資料集	. 73
四氢集	04
用語集	· O I

	4 m ナハサセルな必合なTELLでしてい	
第 1 早	角田市公共施設等総合管理計画について	

# 第1章 角田市公共施設等総合管理計画について

# 1. 計画策定の背景及び目的

- ・厳しい財政状況のなかで、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するには、公共施設の有効活 用の検討が必要です。
- ・公共施設等の状況を把握し、長期的な方針を示すことを目的とした計画です。

本市では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、多くの公共施設等を建設してきました。その結果、本市が保有する公共施設は、市役所などの庁舎、義務教育を提供するための小中学校、自治センターや図書館、資料館、体育館など多くの市民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、公営住宅など多岐に渡ります。また、市民の生活を支えることを目的に道路、橋梁、上水道、下水道、河川、ため池などの様々なインフラ施設を整備・管理しています。これまでは、新しい公共施設をどのように整備していくかに重点が置かれ、施設の所管課がそれぞれの機能に合わせて個別に対応していたため、一元的な管理や現状把握が行われませんでした。

しかし、それらの施設が今後更新時期を迎えることから、多額の修繕や建て替え費用に対する財源の確保が必要となります。また、厳しい財政状況の中で少子高齢化の進行と人口減少に対応していくには、既存の公共施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する市民ニーズに適切に対応する必要があります。

本市ではこのような現状を踏まえ、これからの公共施設マネジメントに取り組むための基礎資料として、本市が所有する公共施設等の全体像と現状分析をまとめた「角田市公共施設等白書」を作成しています。

「角田市公共施設等総合管理計画」は、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公 共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把 握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことを目的とした計画 です。

本計画で示された方針に基づき、今後、個別施設計画や施設再編計画などを策定するなど、公共施設等の総合的なマネジメントを進めていきます。

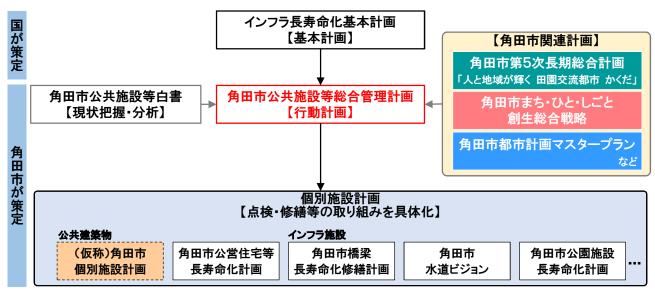
# 2. 計画の位置付け及び体系

- ・本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画として定めます。
- ・本計画は、公共建築物や各インフラ施設の「個別施設計画」の上位計画にあたります。

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日)や「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(平成 26 年 4 月 22 日)に基づき、本市の公共施設等におけるインフラ長寿命化計画(行動計画)として定めるものです。

また、本市の最上位計画である「角田市第5次長期総合計画」(平成23年3月)や今後の人口動向や社会情勢を踏まえ政策をまとめた「角田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成28年1月)、将来都市構造の実現に向けた基本方針である「角田市都市計画マスタープラン」などとの整合性にも留意しています。

今後は、本計画に基づき施設の点検や修繕など長期的な取り組みを示した「個別施設計画」を施設類型ごとに策定します。



▲ 本計画の体系

#### 3. 計画期間

・計画期間は、平成27年度~平成47年度の21年間です。

本計画では、現状の課題を整理するため、調査年次を平成26年度とし、計画期間を平成27年度から平成47年度の21年間とします。また参考として、公共建築物の将来更新費用は平成66年度まで試算します。

# 4. 対象施設

- ・公共建築物は、トイレ・消防施設を除き、延床面積 50m<sup>2</sup>以上の施設を対象とします。
- ・インフラ施設は、全ての施設を対象とします。

# (1) 公共建築物

本計画において対象とする公共建築物は、施設類型ごとの課題や今後想定される施設の更新費用を把握し、長期的な方針を策定することを目標としているため、規模の小さい建物や車両・機械装置などは対象外とします。よって対象とする公共建築物は、延床面積 50m²以上の施設とします。ただし、トイレと消防施設は 50m²に満たない建物が多いものの、保有数が多いことから、全ての施設を対象とします。

また、長寿命化計画が策定されている公営住宅については、調査時点で居住者がなく解体待ちの住棟「政策空き家」を除いています。

# (2) インフラ施設

対象となる施設は、道路の舗装、橋梁の改修、上水道の管路および取水・配水・浄水設備、下水道の管路・付随設備および処理施設が主なものになります。都市公園の遊具等については、更新費用が少額であるため将来更新費用の算定対象とせずに、河川、ため池、農道、林道と同様に保有量を把握し、管理に関する方針を示します。

インフラ施設も公共建築物と同様に、施設ごとの課題や将来更新費用から、長期的な方針を策定することを目標としています。

<i>' – 4</i> 8 a a 6	 公共施設等	
4 = = = = = = + +		
/		<b>31 .</b>

# 第2章 角田市における公共施設等の状況と課題

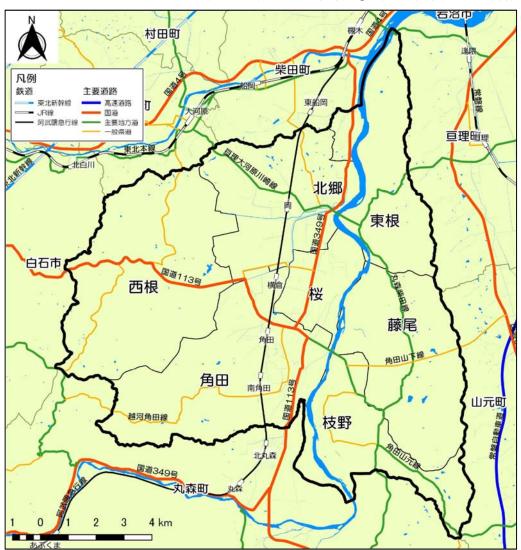
# 1. 角田市の概況

本市は、宮城県の南部に位置し、東西約 15km、南北約 18km、面積は 147.53km<sup>2</sup>となっています。本市の中央を阿武隈川が南北に貫流し、流域に肥沃な耕土が広がっています。角田丘陵上に市街地が広がり、阿武隈山地等緑豊かな山地に囲まれた盆地状の地勢を有しています。

本市には、国道 113号と国道 349号の重要路の 2路線が走っています。加えて、平成 22年 (2010年)には、常磐自動車道のアクセス道路として一般県道角田山下線の角田山元トンネルが 開通し、市内の交通の流れが大きく変化しました。また、鉄道路線として阿武隈急行線(福島~槻木間)が通り、市民の足として利用されています。

昭和29年(1954年)に角田町、枝野村、藤尾村、東根村、桜村、北郷村、西根村の1町6村が合併し、新角田町が発足し、昭和33年(1958年)に市制施行し現在に至っています。

本計画では、合併前の旧町村を「地区」と捉え、角田、枝野、藤尾、東根、桜、北郷、西根の7地区に区分して、施設の整理を検討します。なお、角田地区には大字の「横倉」と「小田」を含みます。



参考:「角田市の概要≪統計資料≫」角田市政策企画課(平成27年7月)

▲ 本計画における地区区分

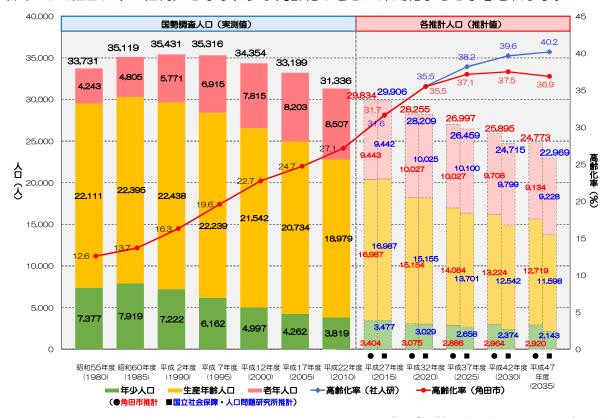
# 2. 社会情勢及び経済状況の課題

## (1) 人口減少・少子高齢化への対応

- ・本市の平成47年の人口は、現在より2割以上減少し2万4千人台と予想されます。
- ・ 市民の約4割は65歳以上の高齢者となり、さらに少子高齢化が進行します。
- ・ 人口減少・少子高齢化によって、学校教育系施設や子育て支援施設が余り、保健・福祉施設 が足りなくなることから、市民ニーズに合わせた施設の見直しが必要です。

本市の人口は平成 2 年(1990年)の35,431 人をピークに減少し、平成22年(2010年)には31,336 人まで減少しています。将来人口は、今後も減少が進行すると推計されており、平成47年(2035年)には角田市推計で24,773人、国立社会保障・人口問題研究所推計で22,969人まで減少するとされています。

年齢区分別の人口構成を見ると、年少人口(0~14歳)は、昭和60年(1985年)に7,919人(22.5%)を占めていましたが、平成22年には3,819人(12.2%)まで減少しています。老年人口は昭和55年(1980年)には、4,243人(12.6%)でしたが、平成22年には8,507人(27.1%)と倍増しています。角田市推計は、合計特殊出生率が向上する場合の人口推計であり、年少人口が大きく減少しない予想であることから、平成47年には年少人口が2,920人(11.8%)、生産年齢人口が12,719人(51.3%)、老年人口が9,134人(36.9%)となります。国立社会保障・人口問題研究所推計では、年少人口が2,143人(9.3%)、生産年齢人口が11,598人(50.5%)、老年人口が9,228(40.2%)となり、少子高齢化がさらに深刻化すると予想されます。

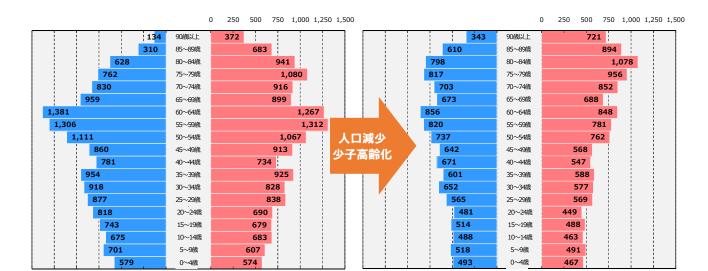


出典:「国勢調査」(昭和55~平成22年)

●「角田市推計人口」角田市政策企画課(平成 27 年~)

■「日本の地域別将来推計人口」国立社会保障・人口問題研究所(平成 27 年~)

▲ 角田市全体の人口推移



平成 22 年 (2010 年)

1,500 1,250 1,000 750

500

平成 47 年 (2035 年)

出典:「国勢調査」(平成22年) 「角田市推計人口」角田市政策企画課(平成47年)

#### ▲ 角田市の人口ピラミッド

地区別の人口推移を見ると、平成 2 年から平成 22 年にかけて全ての地区で人口が減少しています。最も人口が減少した地区は東根地区であり、1,912 人から 26.2%減少し 1,412 人となりました。一方、角田地区は、16,123 人から 5.3%減少し 15,269 人となり人口減少が緩やかな傾向を示しています。

角田市推計をもとに算出した人口は、推計の条件上、全ての地区が一定の割合で減少しています。 しかし実際は、実測値が示す通り、周辺部の東根・西根地区では人口減少が大きく、一方で角田・ 桜地区の人口減少は緩やかになることが想定されます。

平成 47 年の角田市推計人口をもとに算出した人口は、角田地区で 12,133 人、枝野地区で 1,494 人、藤尾地区で 2,169 人、東根地区で 1,057 人、桜地区で 2,881 人、北郷地区で 3,074 人、西根地区で 1,965 人と平成 22 年より 26.5%減少すると予想されています。



出典:「国勢調査」(昭和55~平成22年) 「角田市推計人口」角田市政策企画課(平成27年~)

▲ 地区別の人口推移

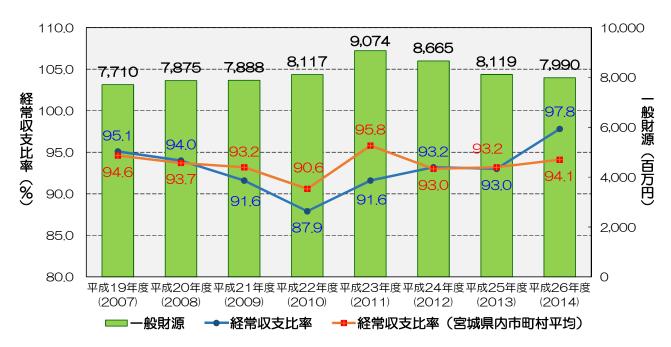
# (2) 財政状況と財源確保

- ・歳入科目のうち、金額が最も多いのは、地方交付税で次に市税となっています。
- ・地方交付税は、近年減少傾向にあります。
- ・ 歳出では、人件費が人員削減などにより減少していますが、扶助費と投資的経費については、 増減を繰り返しています。
- ・生産年齢人口の減少により、市税収入が減少する見込みです。
- ・歳出削減に取り組みながら、慎重な財政運営が必要となります。

本市の平成 26 年度の歳入は 148 億円であり、その内訳は、地方交付税が 39 億円と最も多く全体の 26%を占めており、次いで市税が 34 億円となっています。歳入の推移をみると、平成 19 年度の 114 億円から増加傾向で推移し、平成 23 年度には東日本大震災の影響等により 144 億円に達しましたが、近年は減少傾向にありました。しかしながら平成 26 年度には、前年度より 17 億円増となりました。

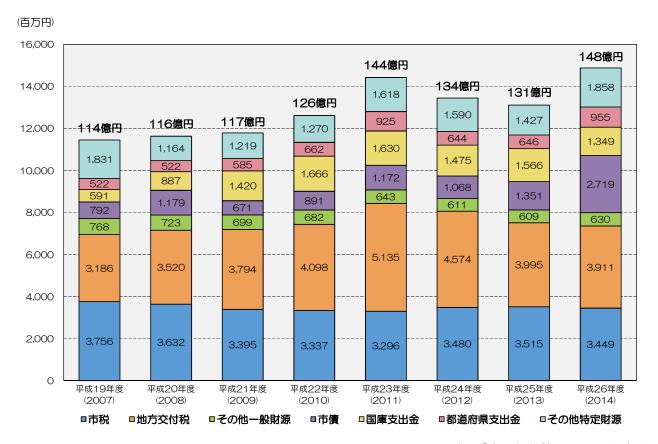
一方で、平成 26 年度の普通会計の歳出は 144 億円であり、その内訳は、投資的経費が 39 億円で最も多く 26.8%を占めており、次いで人件費が 24 億円、補助費等が 18 億円となっています。歳出の推移をみると、義務的経費のうち人件費は、人員削減等の影響により減少傾向となっているものの、扶助費は国の政策や景気の動向による変化によって増減を繰り返しています。また、平成 26 年度には、市民センターの整備により投資的経費が大幅に増加し、前年度より 20 億円増となりました。

また角田市は、平成 26 年度(2014年)に経常収支比率が急激に上昇し、財源の硬直化が進行しています。今後の経済変動時に対する備えや独自施策の実現に向けての余力を持つため、経常収支比率が適正値となるように努める必要があります。市税収入等の基盤となる生産年齢人口は、将来推計人口に見られるように今後減少する見込みとなっているほか、今後、地方交付税が大幅に減少することを踏まえ、これまで以上に歳出削減に取り組みながら慎重な財政運営が求められます。



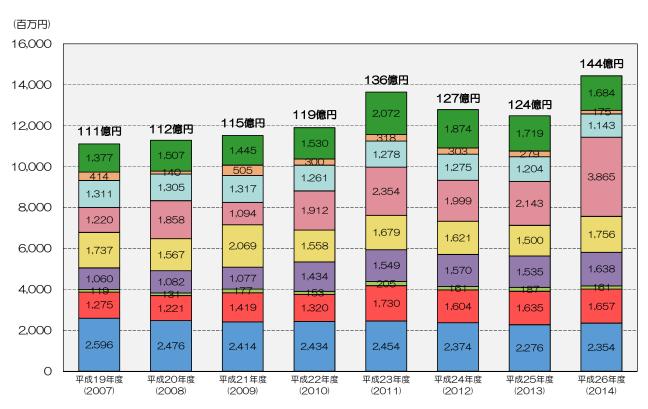
出典:「市町村決算カード」総務省

▲ 一般財源額と経常収支比率



出典:「市町村決算カード」総務省

# ▲ 普通会計歳入の推移



□人件費 □物件費 □維持補修費 □扶助費 □補助費等 □投資的経費 □公債費 □積立金・投資・出資金・貸付金 □繰出金

出典:「市町村決算カード」総務省

▲ 普通会計歳出の推移

# 3. 公共施設等の保有数

・本市は、311 施設、134,129 ㎡の公共建築物を保有しています。また、市民の生活を支えるため、道路、橋梁、上・下水道など、様々なインフラ施設を保有しています。

(平成27年3月31日現在)

# (1) 公共建築物

本市が保有する公共建築物は、194施設、延床面積 109,942m<sup>2</sup>あります。また、公営住宅(政策空き家は除く。)を含むと311施設、総延床面積は134,129m<sup>2</sup>になります。

#### ▼ 公共建築物の一覧

大分類	中分類	主な施設の例	施設数	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	集会施設	自治センター	9	5,018
	集会施設(普通財産)	地区集会所	11	1,253
	文化施設	(旧)市民センター	1	3,183
社会教育系施設	図書館	子ども図書館	1	170
	博物館等	郷土資料館	1	954
スポーツ・レクリエーション系	スポーツ施設	総合体育館、野球場、陸上競技場	6	12,430
施設	保養施設	スポーツ交流館	1	1,370
産業系施設	産業系施設	駅コミュニティプラザ、スペースタワー・コスモハウス	7	8,107
学校教育系施設	学校	小学校、中学校	11	50,445
	その他教育施設	(旧)学校給食センター	1	1,138
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	保育所、幼稚園	4	2,485
	幼児・児童施設	児童センター、児童館、児童遊園	18	2,829
保健•福祉施設	障害福祉施設	障害者就労支援施設のぎく	1	388
	保健施設	総合保健福祉センター(ウエルパークかくだ)	1	4,131
	その他社会福祉施設	やすらぎの家	2	233
行政系施設	庁舎等	市役所庁舎、錦町庁舎	3	8,180
	消防施設	ポンプ置場	76	1,382
公園	公園	角田中央公園、台山公園、街区公園、農村公園	23	929
その他	その他	中央広場、旧小田小学校、旧松ヶ枝寮	17	5,317
小計(公営住宅以外)				109,942
公営住宅	公営住宅	老ヶ崎住宅、梶賀住宅、水上住宅	113	23,911
	集会所	公営住宅集会所	4	276
合計(公営住宅含む)	)		311	134,129

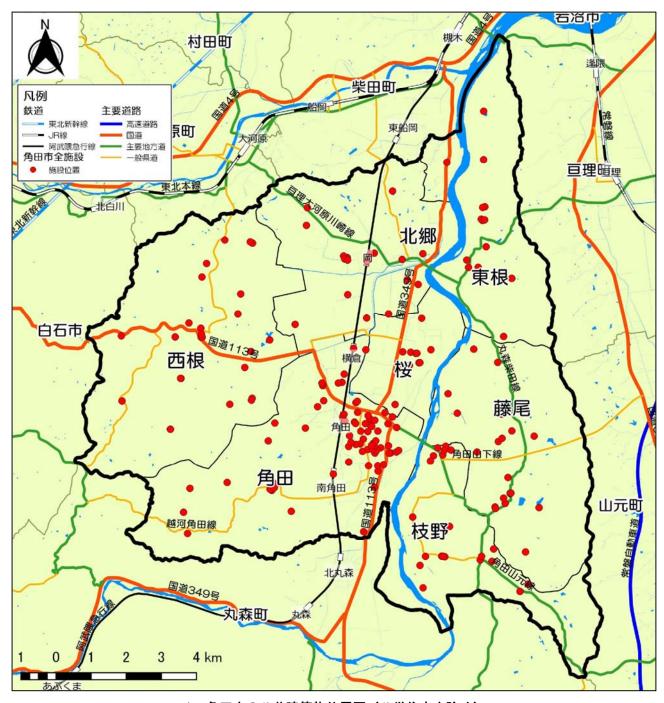
<sup>※</sup>対象施設一覧の大分類・中分類は、総務省更新費用試算ソフト内の用途分類に準拠しました。

<sup>※</sup>延床面積が50 m<sup>2</sup>以上の公共施設を調査対象としています。

ただし、トイレ、消防施設、政策空き家を除く公営住宅は全ての施設を対象としています。

<sup>※</sup>複合施設の場合は、それぞれの分類毎に施設数を計上しています。

<sup>※</sup>調査年度より後に、市民センターには「かくだ田園ホール(ホール棟)」が新設されました。また、「学校給食センター」は、平成28年度に西根地区に移転・新設されました。



▲ 角田市の公共建築物位置図(公営住宅を除く)

# (2) インフラ施設

平成 27 年 3 月 31 日時点で、本市が保有するインフラ施設は、道路約 578km、橋梁 286 橋、 上水道配管 291km、下水道配管 160km を保有しています。

▼ 道路保有状況

施設	区分	実延長(m)
道路	1 級市道	67,265
	2 級市道	76,613
	その他の市道	432,961
	自転車歩行者道	1,369
合計		578,208

出典:角田市道路台帳

# ▼ 橋梁保有状況

施設	区分	橋梁数
橋梁	15m 以上	49
	15m 未満	237
合計		286

出典:角田市橋梁台帳

# ▼ 上水道保有状況

施設	区分	施設規模		
上水道	稼動施設	枝野系統	取水場、浄水場、配水池	
		小田系統	浄水場、配水池	
	配水管 <i>ф</i> 50~700	282,191 m		
	導水管 <i>ф</i> 250~350		3,860 m	
	送水管 Ø100~300		4,744 m	
合計		2	90,795 m	

# ▼ 下水道保有状況

施設	豆八	公共下水道		都市下水路	農業集落排水	合計
他設	区分	汚水管(m)	雨水管(m)	(m)	(m)	(m)
下水道	管径~250mm	118,884	0	0	20,274	139,159
	管径 251~500mm	5,504	0	3,434	0	8,938
	管径 501~1000mm	1,019	1,713	3,348	0	6,080
	管径 1001~2000mm	0	4,429	407	0	4,836
	管径 2001~3000mm	0	832	0	0	832
	管径 3001mm 以上	0	349	0	0	349
	合計	125,407	7,323	7,189	20,274	160,194
	中継ポンプ	6 箇所			24 箇所	30 箇所

※箱型の管路は、断面積により分類しました。

# (3) その他インフラ施設

インフラ施設以外にも、河川、ため池、農道、林道等を本市が管理しています。

# ▼ 河川保有状況

施設	種別	河川数	河川延長 (km)
河川	準用河川	1	0.4
	普通河川	15	39.0
合計		16	39.4

# ▼ ため池保有状況

施設	箇所数	かんがい 受益面積(ha)
ため池	89	1,264

# ▼ 農道保有状況

施設	区分	路線数	延長(m)
農道	一定要件	99	42,365
	一定要件外	9	1,273
合計		108	43,638

# ▼ 林道保有状況

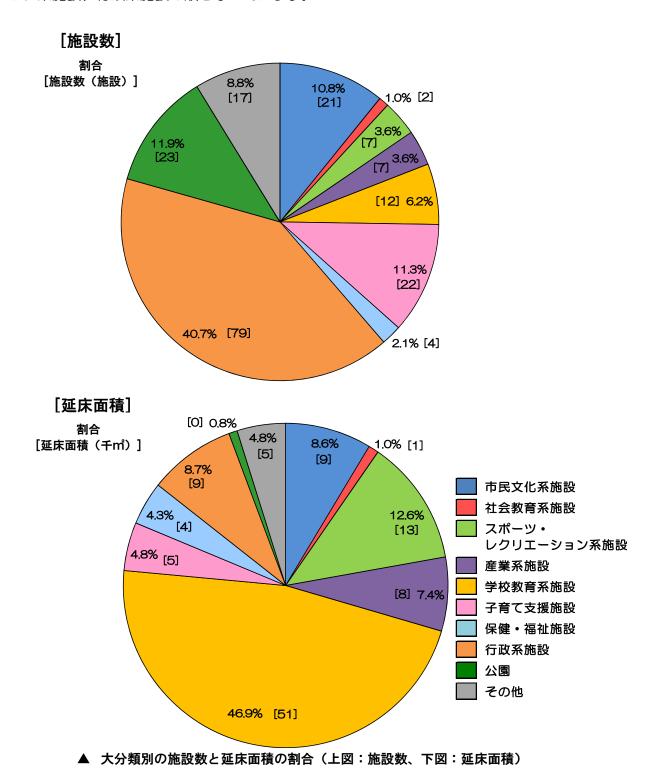
施設	区分	路線延長 (km)	利用区域面積 (ha)
林道	自動車 2 級	18.0	642
	自動車3級	0.5	54
合計		18.5	696

# 4. 公共建築物の状況と課題

# (1) 保有状況

・本市は、施設数でみると市役所や消防施設などの行政系施設、延床面積でみると小学校・中学校などの学校教育施設を最も多く保有しています。

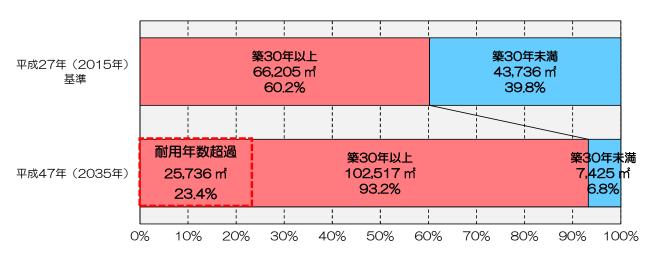
大分類別の延床面積では、学校教育系施設が4割以上を占めており、次いでスポーツ・レクリエーション系施設、行政系施設の順となっています。



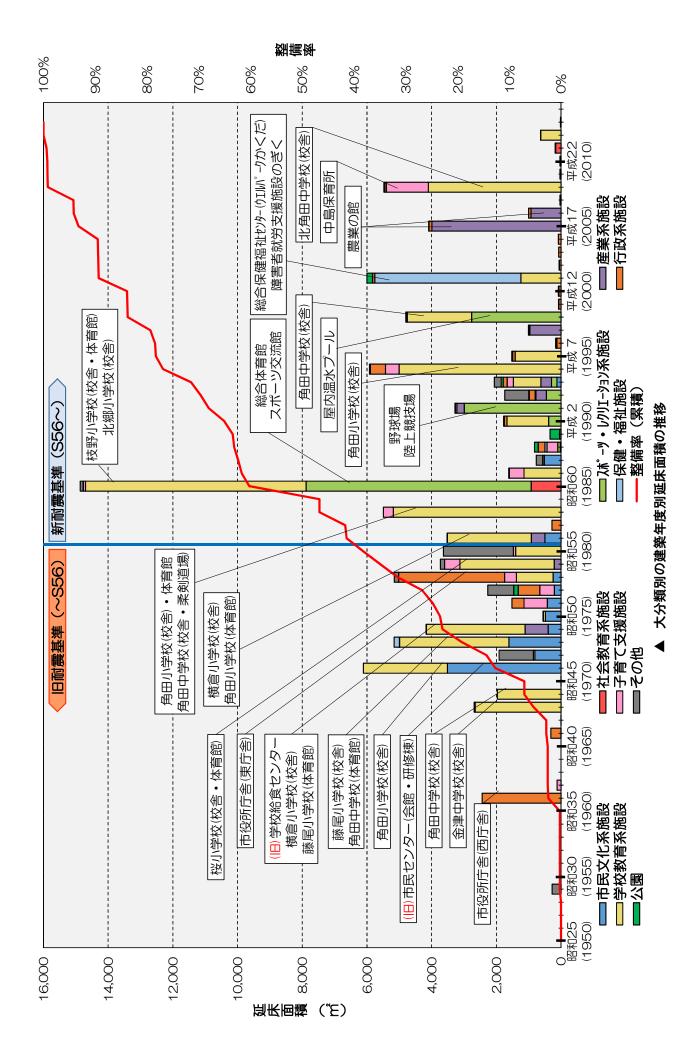
# (2) 公共建築物の老朽化

- ・ 学校教育系施設は、昭和 45 年(1970 年)から昭和 60 年(1985 年)頃にかけて、集中 して整備されました。
- ・本市の保有する施設の6割は、築30年を超えています。
- ・20年後には、9割が築30年を超え、また全体の2割は耐用年数を超えることから、老朽 化の問題はさらに深刻化します。

本市の公共施設の整備状況を建築年度別に延床面積でみると、昭和 45 年(1970 年)から昭和 60 年(1985 年)までは、学校教育系施設が集中して整備され、それ以降はスポーツ・レクリエーション系施設を定期的に整備しています。なお、旧耐震基準が適用されていた時期である昭和 55 年度(1980 年)までに整備された施設は、38.2%にのぼります。その内訳は、市民文化系施設や学校教育系施設、行政系施設等の多くの市民に利用される本市の主要施設であり、築 35 年を超えています。平成 27 年(2015 年)では、60.2%が築 30 年を超えており、20 年後の平成 47 年(2035 年)では 93.2%が築 30 年を超えます。さらに全体の 23.4%が耐用年数を超えることから、老朽化の問題はさらに深刻化します。



▲ 現在と将来の築年数の分類



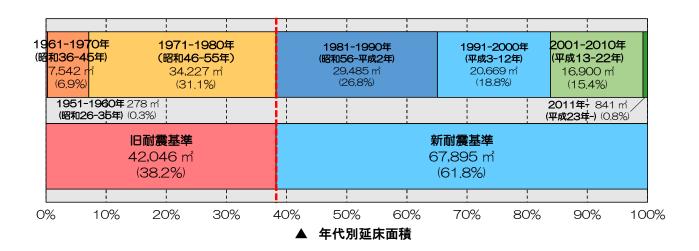
# (3) 耐震状況

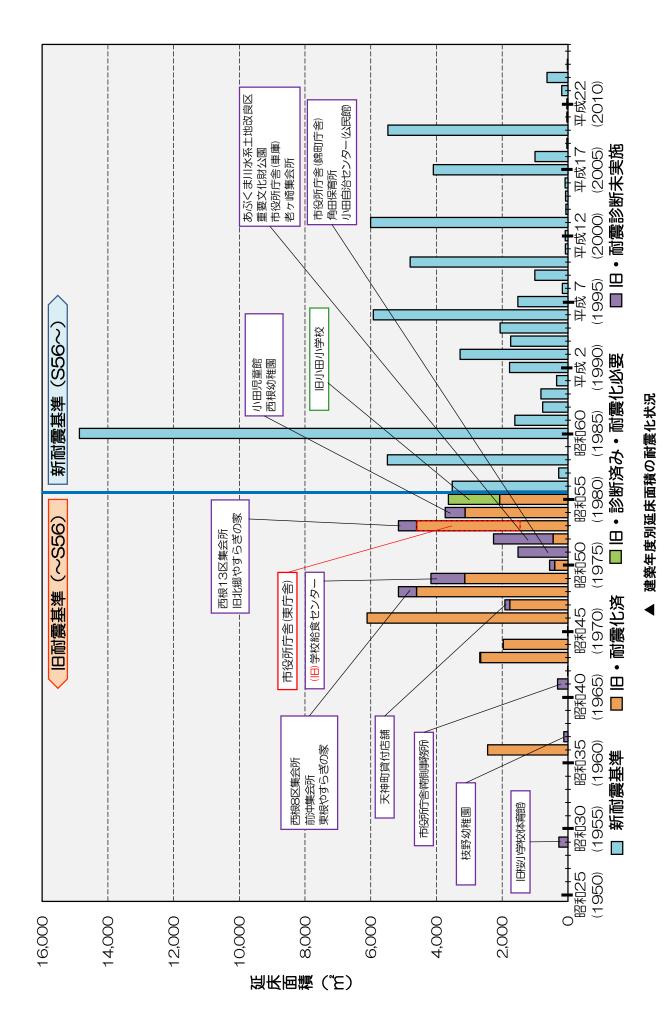
- ・昭和56年より前に建築された施設は、新耐震基準を満たす必要があります。
- ・本市の4割の施設は、昭和56年度以前の旧耐震基準で建築されています。
- ・幼稚園、普通財産(貸付施設)などの施設で耐震診断が未実施のままとなっています。

旧耐震診断基準で建築された施設は、耐震診断を実施し、耐震化が必要と判断された施設は、耐震化改修を実施する必要があります。

昭和55年度(1980年)以前に整備された施設は、42,046㎡で38.2%にものぼり、施設の安全性に課題があり、老朽化が深刻化している施設が多くあります。特に、昭和50年(1975年)前後に建築された施設や市民文化系施設や子育て支援施設、行政系施設、普通財産(貸付施設)に、耐震診断や耐震化改修が未実施の施設が多く残っています。

なお、市役所東庁舎の耐震診断は、平成 4 年度(1992 年)に実施し安全性が確認されていますが、診断後 20 年以上の経過と東日本大震災の被災によって、外壁及び躯体の強度が心配されていることから、耐震改修促進法の一部改正(平成 25 年 11 月 25 日施行)による防災拠点建築物(庁舎、病院、避難所、体育館)としての利用を確保するためにも再度、耐震診断を検討します。





-21-

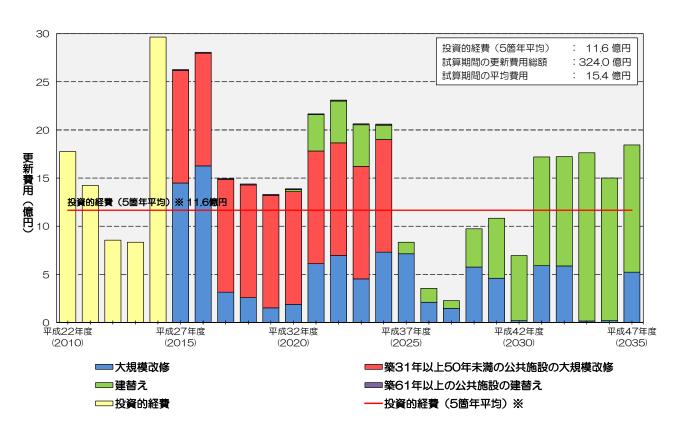
# (4) 将来更新費用の試算

# ① 公共建築物

- ・ 過去 5 年間で、平均 11.6 億円をかけて公共建築物の整備や修繕が行われてきました。
- ・ 平成 47 年度まで、現在の施設の保有水準を維持すると、平均 15.4 億円と現在の 1.3 倍の 更新費用がかかります。

一般財団法人 地域総合整備財団(ふるさと財団)の「公共施設等更新費用試算ソフト」の算出方法に準拠し、耐用年数経過後に同じ延床面積で更新すると仮定した場合、つまり公共建築物を現在と同じ水準で保有し続けた場合、平成 47 年度までの更新費用の総額は 324.0 億円となります。

築30年を超えても大規模改修が実施されていない建物は、平成36年度までの10年間に改修のための費用を計上することとした算出方法となっているため、大規模改修を実施していない建物を多く保有する本市は、平成36年度まで更新費用が大きくなっています。



※ 投資的経費(5 箇年平均)のうち、公営住宅を除く公共建築物は、平成21~25 年度、公営住宅は平成22~26 年度の投資額を採用

# ▲ 公共建築物の将来更新費用試算結果

# 【公共建築物の将来更新算出方法】

公共建築物の将来更新費用の算出方法は、一般財団法人 地域総合整備財団(ふるさと財団)の「公共施設等更新費用試算ソフト」に準拠しています。算出条件は次の通りです。

#### 基本的な考え方

#### ① 試算期間

21年間(平成27年度から平成47年度)

※ 参考データとして、平成66年度まで試算します。

#### ② 耐用年数の根拠

日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」の標準的な耐用年数とされる 60 年とします。

#### ③ 更新年数の設定

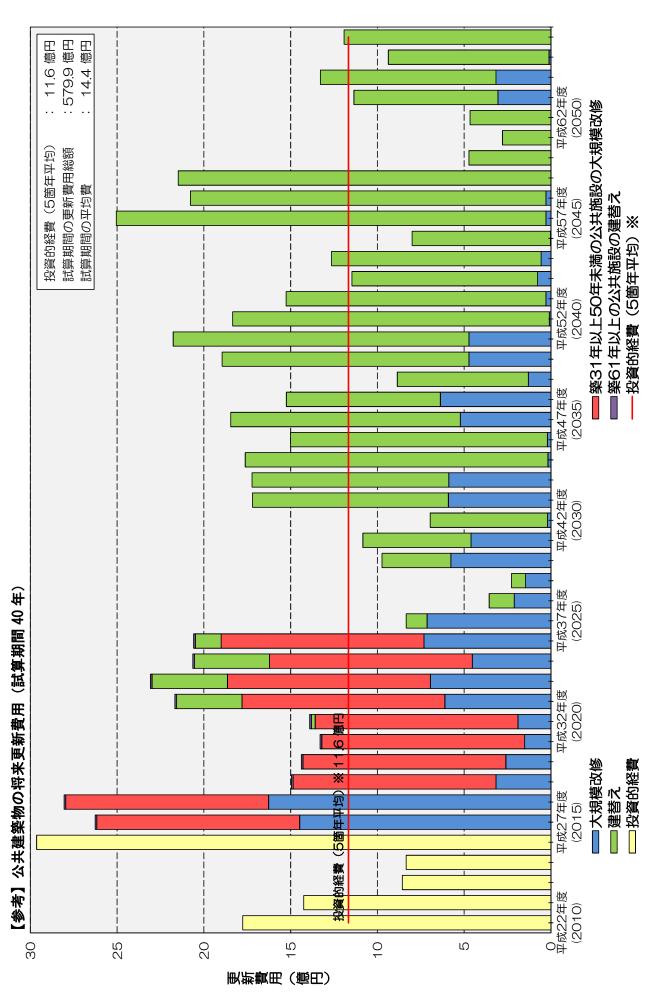
- ・ 建築附属設備の更新年数が概ね 15 年であることから、2 回目の改修である建設後 30 年で建築物の大規模改修を実施し、その後 30 年で同じ床面積で建替えとします。
- ・ 単年度に更新費用が集中しないように大規模修繕期間は2年間、建替え期間は3年間と設定します。
- ・ 現時点で、築年数が 31 年以上 50 年未満の施設は、今後 10 年間で均等に大規模改修を実施すると仮定します。

#### 更新費用の算定

- ・ 更新費用は、床面積に単価を乗じて算定します。
  - ・ 建替えについては、解体費を含みます。
- ・ 公営住宅は「角田市公営住宅等長寿命化計画(改訂)」の更新単価を用います。

#### 更新単価

大分類施設名		大規模改修	建替え
行政系施設、市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設		25.0 万円/㎡	40.0 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、その他施設		20.0 万円/㎡	36.0 万円/㎡
学校教育系施設、-	子育て支援施設、公園	17.0 万円/㎡	33.0 万円/㎡
公営住宅	木造	10.8 万円/㎡	18.0 万円/㎡
	鉄筋コンクリート	13.2 万円/㎡	22.0 万円/㎡



※ 投資的経費(5 箇年平均)のうち、公営住宅を除く公共建築物は、平成 21~25 年度、公営住宅は平成 22~26 年度の投資額を採用

▲ 公共建築物の将来更新費用試算結果 (試算期間 40 年)

# -24-

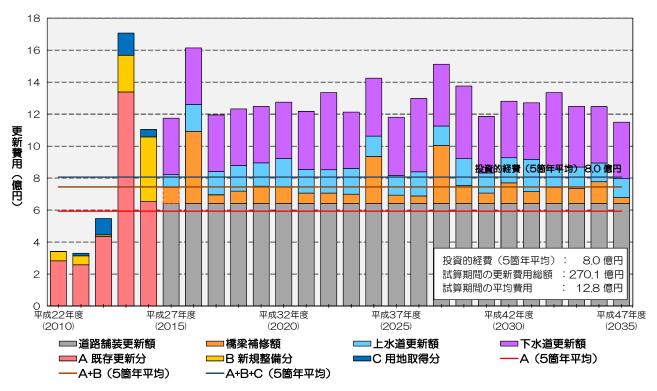
# ② インフラ施設

- ・ 道路、橋梁、上水道、下水道施設を合わせた過去5年間の投資的経費の平均額は、8.0億円となっています。
- ・ 平成 47 年度までにこのままの施設数の水準を維持することを仮定し、更新する場合は、平均 12.8 億円と現在の 1.6 倍の費用がかかります。

インフラ施設は、社会経済活動や地域生活を支える基盤として重要な役割を担っており、公共建築物と同様に、耐用年数経過後には更新が必要となります。

平成 47 年度までのインフラ施設全体の更新費用の総額は、270.1 億円となります。道路は、インフラ長寿命化計画を策定していないため、整備面積を耐用年数で割った面積を 1 年間の更新量と仮定して、耐用年数対象の道路を平成 47 年度までの試算期間内に一律更新するとした結果から、多額の費用が計上されています。

実際の更新は、各路線や区間ごとに整備されていくため、他施設との調整や財政状況に即した更新費用となります。



▲ インフラ施設の将来更新費用試算結果

# 【インフラ施設の将来更新算出方法】

# ■ 道路の試算条件

道路はインフラ長寿命化計画を策定していないため、一般財団法人 地域総合整備財団(ふるさと財団)の「公共施設等更新費用試算ソフト」の算出方法に準拠しています。算出条件は次の通りです。

#### 基本的な考え方

#### ① 試算期間

21年間(平成27年度から平成47年度)

#### ② 耐用年数の根拠及び更新年数の設定

平成 17 年度国土交通省白書の道路舗装部分の耐用年数は 10 年となっています。 更新費用の試算においては、舗装の打換えについて試算することが現実的と考え られることから、更新頻度等を考慮し 1 級・2 級市道の耐用年数を 20 年、その他 市道と自転車歩行者道の耐用年数を 30 年と設定します。

#### 更新費用の算定

- ・ 更新単価は「道路統計年報 2009」(全国道路利用者会議)で示されている平成 19 年 度舗装補修事業費(決算額)を舗装補修事業量で割って算定されたものとします。
- ・ 自転車歩行者道の更新単価は、道路打換え工の㎡単価(土木工事費積算基準単価) の比率を乗じたものとする。

## 更新単価

道路分類	単価
一般道路(1・2 級市道、その他市道)	4,700 円/㎡
自転車歩行者道	2,700 円/㎡

#### ■ 橋梁の試算条件

橋梁について、平成26年3月にライフサイクルコストの縮減を図り、適切な維持管理を実施するために「角田市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。修繕計画で示された「事後保全型」の維持管理によるシナリオの費用を年度ごとに集計し、将来更新費用を試算します。

# ■ 上水道の試算条件

上水道について、平成 24 年 10 月に今後の水道事業経営施策の検討と課題解決のために「角田市水道ビジョン」を策定しています。

計画期間内における年度毎の事業費が算出されていることから、施設整備に関する事業費を年度ごとに集計し、将来更新費用を試算します。

# ■ 下水道の試算条件

下水道について、平成27年2月に下水道管路施設の老朽化対策を計画的に実施し、ライフサイクルコストの縮減や既存施設の長寿命化を実施するために「角田市公共下水道管路施設長寿命化計画」を策定しています。ただし長寿命化計画では、既存の計画において、主に老朽化したマンホール及びマンホールの蓋を対象としているため、将来更新費用の算出は、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)の「公共施設等更新費用試算ソフト」に準拠することとしています。

なお、農業集落排水施設の中継ポンプの更新費用は別途算出し、加算しています。算出条件は次の通りです。

# 基本的な考え方

#### ① 試算期間

21年間(平成27年度から平成47年度)

#### ② 耐用年数の根拠及び更新年数の設定

法定耐用年数及び国土技術政策総合研究所の研究成果を踏まえ、50年と設定します。また、プラント施設については、公共建築物の試算方法と同様とします。 中継ポンプの耐用年数は、25年と設定します。

# 更新費用の算定

- ・ 更新単価は、更生方法(地面を掘り起こさずに下水道の管路を更生する工法)を前 提としています。
- 角型の管路施設については、断面積により種別に合う更新単価を設定しています。

## 更新単価

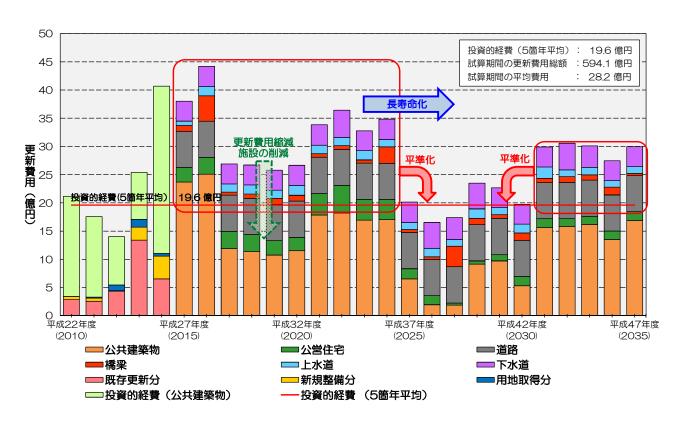
種別	管径	単価
管路	250mm 以下	6.1 万円/m
	251~500mm	11.6 万円/m
	501∼1000mm	29.5 万円/m
	1001~2000mm	74.9 万円/m
	2001~3000mm	169.0 万円/m
	3001mm 以上	234.7 万円/m
中継ポンプ		920.0 万円/基

# ③ 公共施設等(公共建築物+インフラ施設)

- ・ 過去 5 年間の公共施設等にかけてきた投資的経費は、年平均 19.6 億円となっています。 平成 47 年度までこのまま維持すると、1.4 倍の費用がかかります。
- ・ 平成 33 年度からの 4 年間に更新費用が集中するため、更新費用の縮減や施設の削減、長寿命化の対策により、平準化を図ります。

平成 47 年度までに公共建築物とインフラ施設を合わせた更新費用の総額は、594.1 億円となり、試算期間の平均額は 28.2 億円となります。

更新費用の集中を避けるため、更新費用の平準化を図る必要があります。また、更新時期の延長 を含めた更新費用の縮減や保有施設削減の検討が必要となります。



▲ 公共施設等の将来更新費用試算結果と縮減イメージ

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な 管理・運営に関する基本的な考え方

# 第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理・運営に関する基本的な考え方

### 1. 公共施設等における角田市全体の想定

### (1) 市民一人当たりの負担額と保有面積の想定

- ・ 将来の市民一人当たりの負担額は、現在から 15,600 円増加し、52,800 円となります。
- ・現状の負担額を維持すると仮定した場合、33,000 ㎡の施設を削減するか、更新費用の削減 を検討する必要があります。

(公営住宅は利用者が特定されているため、投資的経費や延床面積から除いて試算しています。)

本市の人口は平成 47 年度には、24,773 人まで減少すると想定されており、現状の延床面積を維持すると仮定した場合、一人当たりの公共建築物の延床面積は、1.24 倍の 4.44 ㎡/人まで増加します。一方で、将来更新費用の平均は、13.1 億円に増加することから、一人当たりの投資額(負担額)は 37,200 円から、1.42 倍の 52,800 円と負担が大きくなります。

一人当たりの投資額を現状と同じ水準に維持しようとした場合、保有面積は 76,959 ㎡まで減少し、現状の 7 割しか保有できないと想定され、約 33,000 ㎡の施設を削減するか、同等の更新費用の縮減を検討しなければなりません。

### ▼ 市民一人当たりの負担額の変化

項目	現在(平成 26 年度)	
施設保有面積	109,942 m <sup>2</sup>	
人口	30,634 人	
	平成 27 年 3 月末住民基本台帳人口	
平均投資的経費	11.4 億円	
	5 箇年(平成 21~25 年度)の平均投資的経費	
市民一人当たり延床面積	3.59 ㎡/人	
市民一人当たりの投資額	37,200 円/人	
(負担額)		

	将来(平成 47 年度)	
	現状を維持と仮定	
	24,773 人	
	角田市推計人口	
	13.1 億円	
>	将来更新費用の平均額	
	4.44 ㎡/人	
	+0.85 m²/人(1.24 倍)	
	52,800 円/人	_
	+15, 600 円/人(1. 42 倍)	`

#### ▼ 施設保有面積の変化

項目	現在(平成 26 年度)
平均投資的経費	11.4 億円
	5 箇年(平成 21~25 年度)の平均投資的経費
人口	30,634 人
	平成 27 年 3 月末住民基本台帳人口
平均投資的経費	11.4 億円
	5 箇年(平成 21~25 年度)の平均投資的経費
市民一人当たりの投資額	37,200 円/人
(負担額)	
施設保有面積	109,942 m²

将来(平成 47 年度)				
13.1 億円				
将来更新費用の平均額				
24,773 人				
角田市推計人口				
13.1 億円				
将来更新費用の平均額				
52,800 円/人				
↓3 割減				
37,200 円/人				
76,959 m <sup>2</sup>				
32, 983 <b>㎡減</b>				

### (2) 地区特性を踏まえた施設維持の方向性

今後想定される施設の統廃合によって、市民サービスの低下やコミュニティの崩壊等の恐れがあることから、地区の特性を把握しながら慎重な検討が必要になります。地区における人口構成の変化や既存施設の配置、老朽化及び整備状況等の特性に合わせた方向性を検討します。

### ① 角田地区

角田地区は、横倉地区及び小田地区を含む旧角田町の範囲であり、本市の中心地です。市役所庁舎、総合保健福祉センター及び市民センター等の施設が多く整備され、最も人口の多い地区です。近年、土地区画整理地内の人口が増加している一方で、中心市街地の空洞化が進行しています。横倉地区は、高度経済成長期の市街地の拡大や公営住宅の整備により、人口が増加した地区です。

市街地化が進行している中心部では、子育てのしやすい環境と高齢化の進行に対応した施設の両面から必要な施設を検討します。また、「政策空き家」となっている公営住宅の早期解体を検討します。

小田地区では、統合された旧小田小学校を地域の活性化に繋がる施設としての利活用を検討します。地区集会所は、地元地区への譲渡を検討するため、住民説明会を開催し協議することとし、合わせて公共施設等の維持・管理・運営への協力を伝達します。

今後は、他地区から最も人口を擁する本地区へ、施設の統廃合を検討する必要があることから、 より一層本地区の拠点性・重要性が高まることが想定されます。

### ② 枝野地区

枝野地区には、角田中央公園や各種スポーツ・レクリエーション系施設が整備され、土日・祝日には市内外からの多数の利用者が訪れています。また一般県道角田山下線が開通し、常磐自動車道山元ICと本市を直結しており、利便性の高い地区でもあります。今後は『道の駅』の整備により、交流人口の増加が見込まれることから、地元住民の施設運営の機会も増加することが考えられます。

枝野地区では、年少人口が200人以下となることが推計で明らかであり、学校教育施設や子育て支援施設の地区を跨いだ見直しを検討する必要があります。また枝野自治センターは、災害時の避難場所として位置づけ、他施設との統合を含め維持することが考えられます。

### ③ 藤尾地区

藤尾地区は、角田中央公園に隣接し、内町溜池付近には宿泊施設である婦人研修センターや老人福祉センターが立地しています。産業系施設として農業の館が整備されており、土壌肥料等の生産・販売を行っていますが、施設運営に多額のコストが生じていることから、今後は地元農作物生産者と連携し、地域の活性化を目指します。

地区内には、小・中学校や子育て支援施設が整備されていますが、児童館と児童センターの両施設を維持していくことは難しく、統廃合を検討する必要があります。

阿武隈川右岸3地区で最も人口が多いことや県道角田山下線による利便性が高いことから、現在整備されている施設の利用促進を図ることで、さらに拠点性を高めることが可能であると考えられます。

# ④ 東根地区

東根地区は、阿武隈川があることで角田地区から最も遠く、本市で最も人口が少ない地区です。また過去に、台風等による阿武隈川の洪水被害に見舞われた経緯があり、国により堤防の整備が行われてきました。

今後、更に少子高齢化が進行することから、高齢者に対する行政サービスとして、自然災害の際の避難場所としての両面から、自治センターを維持する必要があります。

東根小学校は、最も児童数が少ない学校であることから、今後の施設の方向性を早期に検討することが考えられます。

# ⑤ 桜地区

桜地区は、角田地区に近く人口が増加しており、施設数の少なさから、1人当たりの施設数・延 床面積が小さい状況にあります。また、施設の多くは旧集落に集中し、人口が増加傾向である地区 南側には少ない状況にあります。

本地区では、転入世帯と従前からの世帯のバランスを考慮しつつ、施設の立地やニーズを踏まえた検討が必要となります。

# ⑥ 北郷地区

北郷地区は、土地区画整理事業が施行された岡駅前地区があり、人口が増加しました。阿武隈急行線の岡駅前には、利用者のサービス向上を目的として駅前広場が整備されたほか、隣接する土地には民間の特別養護者人ホームが整備されました。

北郷小学校、北郷自治センター、児童センター、児童クラブは、隣接した場所にまとまって整備されていることから、今後施設の見直しにおける統合等が考えられます。

### ⑦ 西根地区

西根地区は、本市の西側の中山間地に広い地区であり、国道 113 号沿線に自治センターや西根 小学校がある拠点を形成しています。

地区内に点在する地区集会所は、地域活動の拠点となっており地区への譲渡を検討していますが、 住民負担が増大してしまうことから、実現していません。しかし、点在する施設を維持することは 困難な状況にあることから、引き続き住民への施設維持・運営の協力を促していきます。

当地区には、国の重要文化財や農村公園等もあることから、歴史と自然を探訪できるイベントの開催や地域おこし協力隊員とともに「地域おこし」を実施することが考えられます。

### 2. 公共施設等の管理・運営に関する基本的な考え方

### (1) 基本方針

本市は、公共施設等における安全面の低下や急速な老朽化の進行、人口減少や少子高齢化など社会経済情勢等の変化や市民ニーズの多様化など、様々な問題に直面しています。

これらの現状や課題を受け、本市における公共施設等を適切に管理・運営していくために、3つの基本方針を掲げます。



▲ 課題と方針の対応イメージ

# 方針1 安全性の確保

安心・安全に公共施設等を利用して頂くために、適切な維持・保全を進めます。

# 方針2 長寿命化の推進

これまでの事後保全型の維持管理手法を見直し、財政負担の軽減を目的として計画的な予防保全の手法を取り入れ、施設や機能の長寿命化に努めます。

# 方針3 市民ニーズへの対応

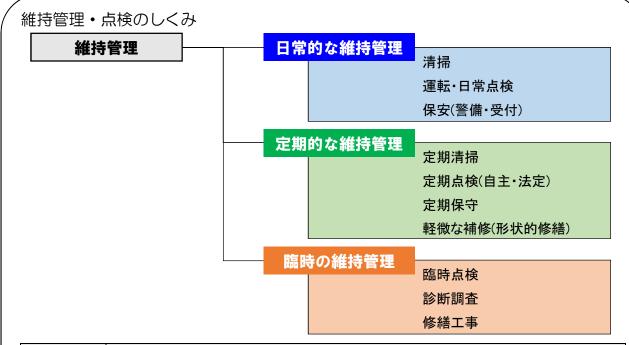
人口構成の変化及び地区の特性に応じた公共施設等となるために、市民とともにニーズに対応した施設の運営や利用促進を進めます。

### (2) 具体的な取り組み

# 方針1 安全性の確保

### ① 点検・診断の実施

- 現状で実施している定期点検を引き続き適切に実施します。
- ・ 点検・診断等の実施結果を蓄積し、以後の点検・診断等に反映していく「メンテナンスサイクル」を構築します。
- ・ 施設管理者の日常点検や施設利用者からの情報提供等により、施設や設備に危険性が認められた場合は、使用制限や通行規制、緊急な応急処置又は修繕等の適切な措置を速やかに実施します。
- ・ 施設保全の優先度を判断する場合は、劣化診断を実施し経年劣化状況及び外的負荷(天候・ 気候・使用特性)による性能低下や管理状況も把握した上で評価します。

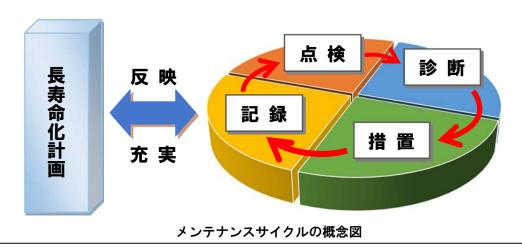


分 類	内 容					
日常点検	各施設で共通な点検項目を定め、各項目で目視、触診、聴診による点検を実施する。					
	点検項目に関して、点検チェックシートを作成し、点検結果を残す他、施設内移動時					
	も点検箇所の状況を意識し行動する。					
定期点検	(自主定期点検)					
	施設や設備の性能の状況を確認するために自主的に実施する点検であり、必要に応じ					
	て実施する。					
	(法定点検)					
	消防設備や機械設備等は、法令によって有資格者の点検が義務付けられており、該当					
	施設等がある場合は、必ず法定点検を実施する。					
臨時点検	施設や設備を使用する上で、危険が生じる恐れのある場合や、集中豪雨、台風、地震					
	等の自然災害を受けた場合、安全確認のための点検を実施する。施設や設備の恒久的					
	な使用に関しては、専門家の判断が必要である。					

### メンテナンスサイクル

施設の長寿命化を図り利用者の安全安心等を確保するために、点検⇒診断⇒措置⇒記録 ⇒ (次の点検)といった業務を循環させる仕組みのことです。

点検・診断実施結果を蓄積し、それを循環させていくことで、メンテナンスサイクルが 構築され、長寿命化計画等の内容を充実し予防的な保全を進めることができます。



# ② 維持管理・修繕・更新の実施

- ・ 施設の重要度や劣化状況に応じて長期的な視点で優先度をつけて、計画的に改修・更新します。
- ・ 維持管理や修繕に関する情報を蓄積していくことで、維持管理上の課題を適時に把握すると ともに長寿命化に役立てます。
- 今後も維持していく公共施設等について、「個別施設計画」を策定することを検討します。
- ・ 今後、施設の管理運営にあたっては、民間資金や経営能力・技術能力(PFI/PPP)の積極的 な活用を検討します。
- 維持管理を行っていくための財源を確保するため、施設使用料の見直しを検討していきます。
- ・ 常に新しい技術や『予防保全型』の考え方を積極的に取り入れ、維持管理・修繕・更新を合理 的に進めます。

### ③ 安全確保の実施

- ・ 点検・診断等で劣化・損傷等が認められた公共施設等については、すみやかに安全措置を講 じます。
- ・ 点検・診断等で高度な危険性が認められた公共施設等、老朽化が著しく又は維持していくことが難しいと判断され、今後とも利用の見込みのない公共施設等については、早期に用途廃止を行い原則として除去(解体撤去)します。なお、除去までに期間を要する場合は、適切な方法で管理し第三者の安全確保に十分な配慮を講じます。

### 方針2 長寿命化の推進

### ① 耐震化の実施

- ・ 公共建築物は、平常時における機能のみならず、災害時の拠点施設や物資、人員の収容施設 として重要な機能を併せ持っているため、耐震化が完了していない施設は、防災上の重要な 拠点施設災害拠点となりうるか、多数の市民が利用する施設であるかどうかの視点から、耐 震化の優先順位を検討し計画的な措置を講じます。
- 道路・橋梁・上水道・下水道をはじめとするインフラ施設についても、同様な措置を進めます。

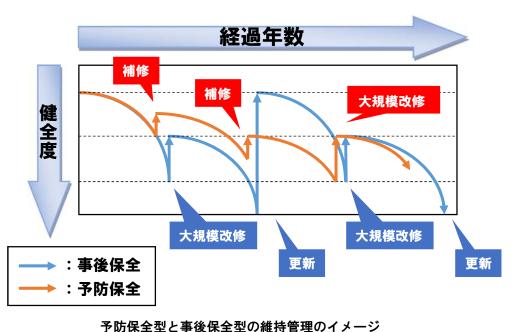
### ② 長寿命化の実施

- ・ 公共施設等の将来の更新費用の試算結果から、財源が不足することが予想されるため、長寿 命化等の対策による更新費用の縮減を図ります。
- ・ 公共建築物の耐用年数を確認し、更新時期を把握します。
- ・ 点検・診断を定期的に実施するとともに、「予防保全」に取り組むことで、設備等の補修を進めコストの縮減を図り長寿命化を実施します。
- 市民とともに、公共施設を大切に取り扱っていくことで、少しでも長く利活用していきます。
- インフラ施設においても、各インフラ長寿命化計画に示された対策を進めます。

### 予防保全型の維持管理

損傷が発生してから対応する"事後保全型"ではなく、定期的な点検により早期に損傷を発見し、事故や大規模補修等に至る前の、軽微な段階で補修し、施設を長く使う維持管理方法です。

"予防保全型"の維持管理を行うことで、軽微な対処での維持となり、結果的にトータルコストを縮減することができます。



### 方針3 市民ニーズへの対応

### ① 統合・廃止の推進

- ・ 人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し、市民ニーズを踏まえた施設の再編を 検討します。
- ・ 施設ごとの利用者数や利用率・稼働率を把握し、ハード・ソフト両面から対策を検討し、利用されやすい施設への改善や収益向上に努めます。
- ・ 近接自治体との広域連携による施設運営についての理解を深めていき、広域の観点から必要 な公共施設の保有量を検討します。

### ② 地区特性を考慮した施設の維持

- ・ 各地区における将来の人口構成の変化や既存施設の配置状況、老朽化を踏まえ、その地区に おける将来のあり方を検討します。
- ・ 地区のコミュニティ維持や市民ニーズを踏まえ、地区に必要な施設と隣接地区で代替が可能 な施設について検討します。
- ・ 変化する市民ニーズへの柔軟な対応として、定期的なモニタリングを行い、寄せられた意見等を検証し、施設運営に反映しながら利用者の満足度向上につなげます。
- ・ 公共施設等の管理・運営等への市民の関心を高めるために、積極的な情報提供を行いながら、 「協働のまちづくり推進」とともに施設管理・運営への協力を促します。

第4章 施設類型ごとの管理・運営に関する方針

# 第4章 施設類型ごとの管理・運営に関する方針

### 1. 具体的な取り組みの考え方について

管理・運営に関する基本的な考え方に基づき、施設類型別の具体的な取り組みを以下の実施方針の通り示します。

#### ▼ 施設類型別の実施方針の記載内容

中恢士处	公共建築物 公営住宅・公園を含む		インフラ施設		
実施方針			道路·橋梁·上水道·下水道		その他インフラ施設
点検•診断	0		0		施設ごとにまとめて記載
維持管理·修繕·更新	0		0		
安全確保	0		0		
耐震化	0		Δ	耐震化が必要な施設のみ記載	
長寿命化	0		0		
統合·廃止	Δ	施設類型に関する項目のみ記載	Δ	統合・廃止に該当する施設のみ記載	

○:記載あり、△:一部施設類型のみ記載あり

以下の長寿命化計画(個別施設計画)を策定している施設は、各方針が示されています。本計画では、該当する項目を抽出し記載しています。

# 【公営住宅】

個別施設計画:「角田市公営住宅等長寿命化計画(改訂)」(平成27年3月)

施設の廃止・再編する方針が示されています。

### 【橋梁】

個別施設計画:「角田市橋梁長寿命化修繕計画」(平成28年5月)

「事後保全」と「予防保全」の管理手法からライフサイクルコストを比較・検討しています。

### 【公園】

個別施設計画:「角田市 公園施設長寿命化計画」(平成28年3月)

維持・保全と長寿命化の方針が詳細に示されています。

### 【上水道】

個別施設計画:「角田市水道ビジョン」(平成24年10月)

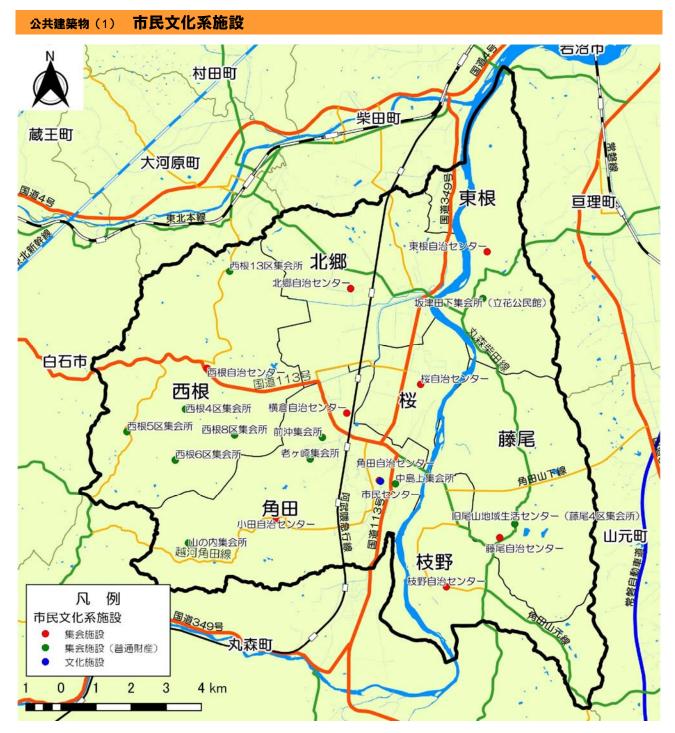
水道の安定供給や安全面に対する管理体制が示されていることに加え、財政面を考慮した修 繕・更新の計画が示されています。

### 【下水道】

個別施設計画:「角田市公共下水道管路施設長寿命化計画」(平成27年2月)

維持管理の詳細が示され、健全度判定による長寿命化が検討されています。

# 2. 施設類型ごとの管理・運営に関する方針



▲ 市民文化系施設の配置図

### 市民文化系施設の実態

市民文化系施設は21箇所あり、集会施設にあたる自治センターは9箇所、普通財産の地区集会所は11箇所、文化施設にあたる市民センターが1箇所あります。自治センターは、各地区に整備されており、一般的な公民館として利用されています。また、本市が所有する地区集会所は、角田地区に4箇所、藤尾地区に1箇所、東根地区に1箇所、西根地区に5箇所と、各地区に対して無償で貸与しています。

- 自治センターは、専門業者による定期的な設備の点検が行われていることから、引き続き適切に実施します。
- ・ 市民センターは、平成27年4月に更新しており施設は新しいため、今後も効率的な施設の 点検・診断等を進めていくために、「メンテナンスサイクル」の構築に着手します。
- ・ 各自治センターは、築年数 30 年を超えている施設も多く、設備の老朽化が見られることか ら、保全の優先度を判断するためにも劣化診断等を実施します。
- ・ 地区集会所は、日常の維持管理を各地区にお願いしていますが、全ての集会所が築年数 30 年を超えて老朽化が見られることから点検・診断等を適切に実施します。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 自治センターにおいて、現在必要となっている修繕を踏まえ、「個別施設計画」を策定し、市 民センターも含め、計画的に修繕・改修を実施します。
- ・ 地元住民の協力により、維持管理が行われている市所有の地区集会所は、管理内容を把握し、 より効率的で計画的な手法を指導していきます。

# ③ 安全確保の実施方針

- 市民センターは、災害拠点となっていることから、優先的に安全確保策を講じます。
- 自治センターは、利用者が多い施設であることから、点検・診断等の結果に基づき、危険性の高いと認められた箇所については、速やかに安全確保に努めます。

### ④ 耐震化の実施方針

・ 地区集会所(普通財産)や小田自治センターでは、耐震診断の実施に向けて取り組みます。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 設備や施設の耐用年数の到来時期を把握した上で、今後維持していく施設に関しては、「個別施設計画」を策定し修繕を実施します。
- ・ 点検・診断等の結果による性能や劣化状況については、専門業者の指導を受け入れ、効率化 が図られる手法を積極的に導入し、設備の長寿命化を図ります。
- ・ ライフサイクルコストが低く抑えられる場合は、現状の「事後保全型」から「予防保全型」の 維持管理手法へ移行します。

### ⑥ 管理・運営体制の実施方針

- ・ 自治センター及び市民センターは、今後とも市民が利用しやすい施設や災害時の防災拠点と なる施設として維持管理に努めます。
- ・ 地区集会所は、地区住民に対し無償貸付を行っていることから、該当地区への譲渡を検討します。施設譲渡の際には、住民説明会を開催し理解が得られるよう努めます。

# 公共建築物(2) 社会教育系施設 石冶巾 村田町 柴田町 蔵王町 大河原町 亘理町 東北本經 北郷 東根 国道113号 白石市 西根 桜 藤尾 鄉土資料館 角田山下總 ども図書館 角田 山元町 越河角田線 枝野 凡 例 社会教育系施設 丸森町

▲ 社会教育系施設の配置図

### 社会教育系施設の実態

3

4 km

図書館博物館等

社会教育系施設は、子ども図書館と郷土資料館の2箇所あります。図書館は、市民センター研修棟内の一部に設置されています。両施設とも角田地区に立地しています。

郷土資料館は、市指定文化財である邸宅や蔵を整備したものとなっています。また、子ども図書館は、平成23年に開館し、子供連れの親子や児童による利用が多くみられる施設となっています。

- ・ 郷土資料館は、歴史的価値のあるものとして後世に残していく施設であることから、日常的 な点検に加え、各種調査・診断等の実施についても取り組みます。
- ・ 子ども図書館は、平成 23 年 6 月に建築された新しい施設ですが、点検情報を蓄積し今後の 点検・診断等へ反映させるために、「メンテナンスサイクル」を構築します。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 郷土資料館は、修繕が必要な箇所が存在していますので、計画的な修繕・維持管理の実施を 検討します。
- 子ども図書館においても、「予防保全型」の維持管理を実践し、全般的に経費を削減します。

### ③ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断の結果を踏まえ、危険度の高い箇所、必要性の高い箇所を計画的に修繕・改修します。
- ・ 子ども図書館は、幼児・児童等が利用する施設であるため、優先して安全確保に取り組みます。

### ④ 耐震化の実施方針

・ 郷土資料館は、東日本大震災を受けて平成 24 年度に大規模改修を実施していますが、歴史 的に重要な施設でもあることから、耐震診断の実施を検討します。

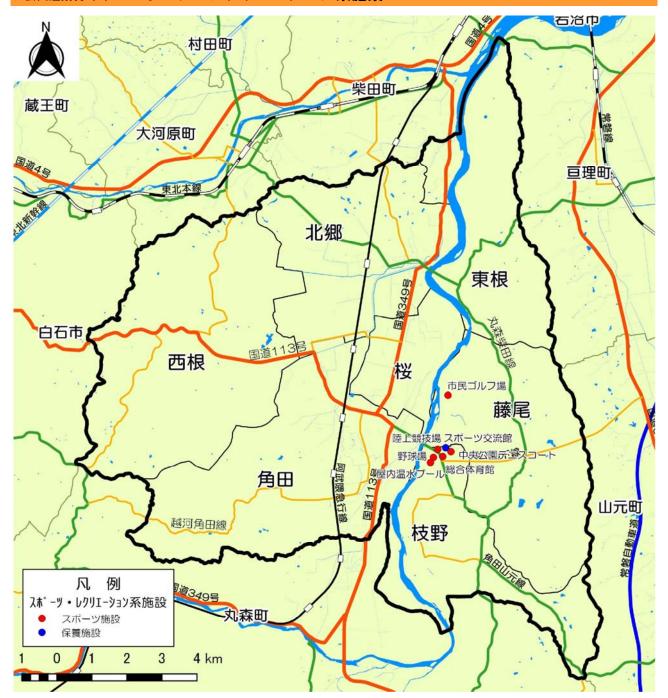
### ⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 郷土資料館は、耐震診断の結果を受けて予防措置を検討し、文化財建築として専門家の指導 を取り入れます。
- ・ 子ども図書館は、主要な利用者である児童・生徒に対し、施設を大切に使うように指導する とともに、予防保全に取組んでいくように努めます。

# ⑥ 管理・運営体制の実施方針

- 郷土資料館は、貴重な本市の財産であることから、保存・活用を基に維持管理に努めるとと もに、今後の財源確保策として入館料の見直しについても検討します。
- ・ 子ども図書館は、子どもが本との「出合い」「ふれあい」「学ぶ」を通して、楽しく利用できる ような運営に取り組みます。

### 公共建築物(3) スポーツ・レクリエーション系施設



▲ スポーツ・レクリエーション系施設の配置図

### スポーツ・レクリエーション系施設の実態

スポーツ・レクリエーション系施設は7箇所あり、全ての施設が阿武隈川の右岸側に立地しています。

スポーツ施設は規模が大きいものが多く、総合体育館は本市で最も延床面積が大きい施設となっています。また、施設の大きさゆえに管理運営コストが高額となっていることが課題となっています。屋内温水プールは、通年利用が可能なことから、利用者の多い施設となっています。また、その他のスポーツ施設においても、各種大会等を開催し、市内外からの多くの利用者があります。

- スポーツ・レクリエーション系施設は、特殊な設備を保有する施設が多いことから、専門業者によって定期的な点検・診断が実施されています。そのため、今後も継続して点検・診断を実施します。
- ・ 点検・診断等の実施結果を蓄積し、「メンテナンスサイクル」の構築に取組みます。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

・ スポーツ・レクリエーション系施設では、施設規模が大きく設備も特殊であり、維持管理・ 更新費用も高くなります。そのため、中長期的な修繕計画として「個別施設計画」を策定し、 計画的な実施を検討します。

# ③ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等によって損傷・故障が確認された施設について、安全な使用に支障があると判断された場合は、利用者の安全確保に努めます。
- ・ 災害時に避難所となる総合体育館や年間利用者数が7万人を超える屋内温水プールは、利用 者に対する安全確保の重要度が高い施設とし、施設の修繕・改修を優先して実施します。

# ④ 耐震化の実施方針

スポーツ・レクリエーション系施設は、全ての施設で新耐震基準を満たしています。

# ⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ スポーツ・レクリエーション系施設は、その多くが築年数 20 年を超えていることから、適切な長寿命化の方法を検討します。
- ・ 更新時における設備機器の選定時には、性能・機能基準による専門業者からの技術的な指導 を取入れます。

# ⑥ 統合・廃止の実施方針

社会情勢の変化に伴い、利用者のニーズに対応した施設の統合・廃止を検討します。

### ⑦ 管理・運営体制の実施方針

- ・ 指定管理者制度等の民間活力を活かした運営を検討します。
- ・ 維持管理の財源確保策として、施設利用料の見直しを検討します。

# 公共建築物(4) 産業系施設 石浴巾 村田町 柴田町 蔵王町 大河原町 亘理町 東北本級 北郷 東根 白石市 国道113 西根 桜 農村婦人の家 藤尾 ハウス 角田山下橋 江尻排水ポンプ展示館 角田 老人福祉センター(内町荘) 山元町 婦人研修センタ 越河角田線 枝野

▲ 産業系施設の配置図

丸森町

4 km

3

2

# 産業系施設の実態

凡例

産業系施設 産業系施設

産業系施設は7箇所あり、市内に点在しています。施設によっては、規模や利用者数には差がありますので、施設の集客や管理・運営方法について検討します。

- 指定管理者による施設は、日常点検も実施されていることから、今後も継続して点検・診断等を実施します。
- ・ 点検・診断等の実施結果を蓄積し、「メンテナンスサイクル」を構築します。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 産業系施設には、老朽化に伴い修繕すべき箇所が多くあることから、施設の重要度や劣化状況に応じて優先度をつけ、計画的に修繕・改修を実施します。
- 利用者からの通報等による不具合箇所については、早急な対応措置の体制をとります。
- ・ 「個別施設計画」を策定し、計画的に維持管理・修繕・更新が実施できるよう検討します。

# ③ 安全確保の実施方針

・ 点検・診断等により損傷・故障が確認された施設について、安全な使用に支障があると判断された場合は、利用者の安全確保に努めます。

### ④ 耐震化の実施方針

・ 産業系施設は、全ての施設で建築基準法による新耐震基準を満たしています。

# ⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 建築後の経過年数が僅かな施設は、ランニングコストが低く抑えられる場合は、「予防保全型」 の維持管理手法を取り入れ、安全性を確保しつつ長寿命化を検討します。
- ・ 性能状況や劣化状況の診断等による技術面の検討では、専門業者からの指導を受け入れ、新 たな手法や効率化が図られる手法を積極的に導入します。

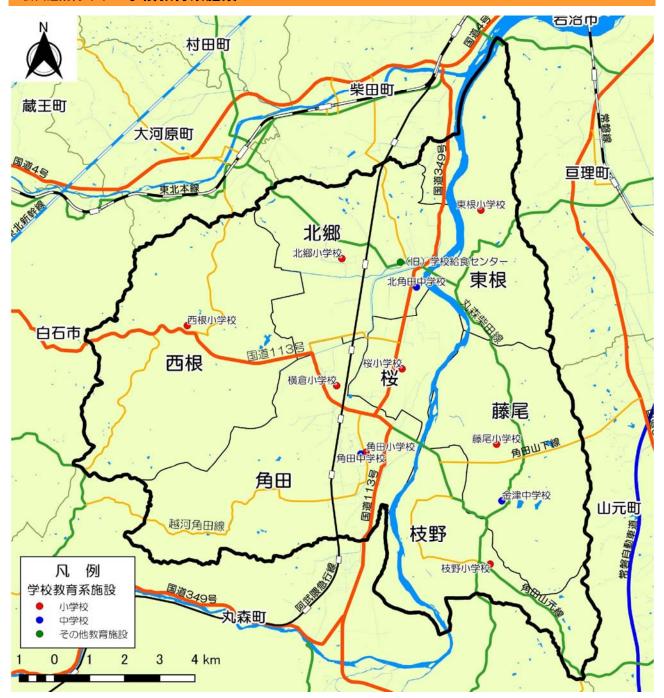
### ⑥ 統合・廃止の実施方針

- ・ 産業系施設は、特有の用途を持ったものが多いため、今後も他の施設と統合しません。
- 現状の施設利用状況や今後の需要予測等を踏まえて、利用者が見込めない施設や収支の改善が図られない施設については、用途廃止も検討します。

### ⑦ 管理・運営体制の実施方針

- ・ 産業系施設の管理・運営の体制は、今後も指定管理者制度を継続します。
- ・ 指定管理者制度による施設においても、コスト意識を持たせ、収支の改善に取り組みます。

### 公共建築物(5) 学校教育系施設



▲ 学校教育系施設の配置図

### 学校教育系施設の実態

学校教育系施設は 12 箇所あり、うち小学校は 8 箇所、中学校は 3 箇所、学校給食センターが 1 箇所あります。

児童・生徒数が最も多い学校は、角田小学校の 684 人、角田中学校の 445 人であり、最も少ない学校は、東根小学校の 48 人、金津中学校の 103 人となっています。

平成 21 年度には西根中学校(西根地区)、平成 23 年には小田小学校(角田地区)が統合により再編されましたが、今後も児童・生徒数が減少することが想定されていることから、コスト面や学校教育系用途以外のニーズを考慮した施設の見直しが必要です。

- 地区のコミュニティの核となる施設であることに加え、災害時に避難所として機能することから、施設・設備等の適切な点検・診断を実施します。
- ・ 専門業者による設備の点検、職員による日常点検を実施する体制を継続し、実施結果を蓄積 し「メンテナンスサイクル」の構築に努めます。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ メンテナンスサイクルの構築による維持管理の効率化として、「予防保全型」導入による全般 的な経費の低減、合理化を検討します。
- ・ 維持管理・修繕・更新についても安全面を最優先としますが、効率化を図るためにも、「個別施設計画」を策定することを検討します。

# ③ 安全確保の実施方針

- ・ 児童・生徒の安全確保及び災害時の避難所としての機能を確保するため、点検・診断等の結果により緊急度の高い箇所から対策を講じます。
- ・ 小規模な建築物であるプール棟や倉庫等では、日常点検等の安全確保に向けた取り組みにより対応します。

# ④ 耐震化の実施方針

・ 学校教育系施設は、プール棟や倉庫等の小規模な建築物を除き、新耐震基準を満たしています。

# ⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」を参考に、「個別施設計画」を策定し、施設ごとの具体的な長寿命化の対応方針を検討します。
- ・ 設備機器の更新時には、専門業者から性能・機能基準についての技術的な指導を取り入れます。
- ・ 主要な利用者である児童・生徒に対して、少しでも長く大切に利用してもらえるように、施 設の適切な使い方・扱い方を指導します。

### ⑥ 統合・廃止の実施方針

- ・ 平成 17 年 9 月に策定した「角田市立学校施設整備の将来構想について」の再編整備方針(平成 18 年度~平成 34 年度)によって、計画していた学校の見直し及び平成 35 年度以降の構想について改めて検討します。
- ・ 小・中学校の統合・廃止について検討が必要な場合は、児童・生徒、保護者及び地区住民等の 意見交換の場を十分に確保するよう努めます。

# ⑦ 管理・運営体制の実施方針

- 今後とも学校教育施設として維持します。
- ・ 小学校には、空き教室を放課後児童クラブとして利用している施設があります。今後さらなる少子化の進行によって、余剰となる教室等がある場合は、用途を変更した活用についても検討します。
- ・ 小・中学校体育館の無料開放は、一部利用者負担(受益者負担)で実施している自治体もあることから、利用者ニーズを検証し検討します。

### 公共建築物(6) 子育で支援施設



▲ 子育て支援施設の配置図

### 子育て支援施設の実態

子育て支援施設は 22 箇所あり、うち幼稚園・保育所は 4 箇所、幼児・児童施設は 18 箇所あります。

幼稚園・保育所のうち、園児数が最も多い施設は中島保育所であり定員を満たしていますが、枝野幼稚園や西根幼稚園では定員を大幅に下回っています。角田児童センター、横倉児童館、北郷児童センターは、児童クラブを含む複合施設となっています。

子育て支援施設は、全ての地区に 1 箇所以上整備されていますが、預かり時間の長い保育所に利用者が集中し、待機児童が発生しています。幼稚園や児童館・児童センターでは、少子高齢化の進行により利用者が減少すると想定されています。

- 子育て支援施設では、設備点検や定期点検が行われていることから、引き続き適切に実施します。
- ・ 効率的な施設の点検・診断等を進めていくために、点検実績を蓄積し「メンテナンスサイクル」の構築に着手します。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 子育て支援施設では、現在必要となっている修繕やメンテナンスサイクルを踏まえ、「個別施設計画」を策定し、重要度の高いもの、危険度の高いものを計画的に修繕・更新します。
- ・ メンテナンスサイクルの構築による維持管理の効率化、「予防保全型」の維持管理手法の導入 によるライフサイクルコストの低減・合理化を検討します。

# ③ 安全確保の実施方針

- ・ 多くの幼児・児童が利用する施設として、安全確保を徹底し、施設や設備に重大な損傷や故障が確認された場合は、速やかに使用停止の措置をとります。
- ・ 基本的には「個別施設計画」に基づき、修繕・改修を実施しますが、緊急を要するものは速やかに修繕します。

### ④ 耐震化の実施方針

- ・ 児童センターは、全ての施設で新耐震基準を満たしていますが、角田保育所、小田児童館、 枝野幼稚園、西根幼稚園では、主要建物である園舎や保育所で耐震診断を実施していない建 築物もあり、新耐震基準を満たしていない恐れがあります。
- 施設の耐震化は、利用ニーズと必要性の両面から検討し、優先順位を決定し実施します。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 幼児・児童が利用する施設として、長寿命化の検討は安全性を最優先とし、計画を進めます。
- 子育て支援施設の長寿命化は、今後の需要や学校教育系施設との整合性を図りながら検討します。
- 長寿命化に際し、専門業者のノウハウを取り入れます。
- ・ 主要な利用者である幼児・児童に対して、少しでも長く、また大切に利用してもらえるよう に、施設の適切な使い方・扱い方を指導します。

### ⑥ 統合・廃止の実施方針

- ・ 社会情勢の変化を見据えながら、施設の必要量を検討し、施設の統合・拠点化による事業効率化、コスト縮減を検討します。
- 多様化する保育・教育ニーズに対応するため、民間の代替となる施設との協力体制を検討します。

# ⑦ 管理・運営体制の実施方針

子育て支援施設のうち中島保育所は、今後とも直営で運営します。

# 公共建築物(7) 保健・福祉施設 石浴巾 村田町 柴田町 蔵王町 大河原町 亘理町 東北本線 東根やすらぎの家 北郷 東根 白石市 国道113 西根 障害者就労支援施設のぎく クかくだ) 藤尾

▲ 保健・福祉施設の配置図

角田

丸森町

越河角田線

4 km

角田山下線

枝野やすらぎの家

枝野

山元町

### 保健・福祉施設の実態

八 例保健 • 福祉施設● 保健施設

障害福祉施設 その他社会福祉施設

2

3

保健・福祉施設は、総合保健福祉センター(ウエルパークかくだ)、障害者就労支援施設のぎく、 東根やすらぎの家、枝野やすらぎの家の 4 箇所あります。

総合保健福祉センターは、利用者が多いものの、延床面積が大きく管理・運営コストが高い状況 にあります。一方で、両やすらぎの家の利用者は非常に少なく、東根やすらぎの家を閉鎖していま す。

- ・ 保健・福祉施設では、専門業者による定期的な点検・診断等が行われていることから、引き 続き適切に実施します。
- ・ 職員による日常点検を確実に実施できるような体制を検討します。
- ・ 枝野やすらぎの家では、地区住民と協力した日常点検の実施を検討します。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

・ 保健・福祉施設では、現在必要である修繕を踏まえ、今後予定している「個別施設計画」を策定し、計画的に修繕・更新を実施します。

# ③ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断の結果を踏まえ、危険度の高い箇所、必要性の高い箇所から計画的に措置を講じます。
- ・ 平成 26 年 1 月に東根やすらぎの家を閉鎖していることから、撤去完了まで適切な方法で管理します。

# ④ 耐震化の実施方針

・ 東根やすらぎの家を除くと、全ての施設で新耐震基準を満たしています。

# ⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 設備や施設の耐用年数の到来時期を把握した上で、今後も維持していく施設に関しては、「予 防保全型」の維持管理手法により、安全かつ計画的に長寿命化を進めます。
- ・ 設備に関する耐用年数や性能基準等の技術面の情報に対して、専門業者から指導を受け日々 の管理業務に取り入れ、施設の長寿命化を図ります。

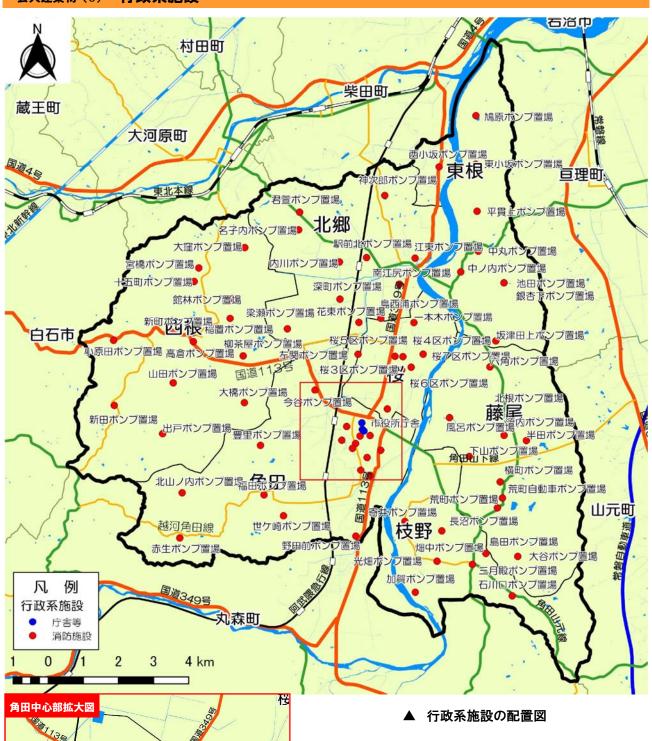
# ⑥ 統合・廃止の実施方針

・ 枝野やすらぎの家は、利用者の減少が顕著であることから、用途廃止を含めて検討します。

### ⑦ 管理・運営体制の実施方針

・ 保健・福祉施設は、現状の管理・運営体制を継続し、稼働率・利用状況等を把握した上で、利用者のニーズに合わせた施設運営を目指します。

### 公共建築物(8) 行政系施設



角田中心部拡大図 第四事務所 角田 新丁ポンフ置場。 市役所庁舎・ 南側事務所 西田町ボンフ置場。 東田町ボンフ置場。 東田町ボンフ置場。 北町ボンブ置場。 北町ボンブ置場。 ・ 本町ボンブ置場。 ・ 本町ボンブ置場。 ・ 本町ボンブ置場。 ・ 本町ボンブ置場。 ・ 本町ボンブ置場。 ・ 本町ボンブ置場。

南町ポンプ置場

裏町ボンプ置場

250 500 750 1000 m

250 0

### 行政系施設の実態

行政系施設は 79 箇所あり、うち庁舎等は 3 箇所、 消防施設は 76 箇所あります。

市役所庁舎(南側事務所)の老朽化や錦町事務所の耐震診断が未実施となっています。

一方で、消防施設のポンプ置場は、生活の安全のために必要な施設であることから計画的に更新されています。

角E

- ・ 設備の定期的な点検を実施していますが、日常点検についても、実施に向けた体制を構築します。
- ・ 消防施設では、非常時に備え消防団員による定期的な設備の点検や日常の点検が実施されて おり、今後も引き続き適切に実施していきます。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 行政系施設では、「メンテナンスサイクル」が構築されていないことから、市全体の見本となるべくメンテナンスサイクルを構築し、修繕・改修の効率化を進め、維持管理業務の完全な実施体制を採ります。
- ・ 消防施設は、小規模ではあるものの施設数が多く、更新時期が重なり費用が大きくなることが想定されるため、計画的な更新を進めるためにも「個別施設計画」を策定することを検討します。

# ③ 安全確保の実施方針

市役所庁舎は、不特定多数の利用者が多いことから、点検・診断等の結果により、緊急度の 高い箇所へ安全対策を講じます。

### ④ 耐震化の実施方針

- ・ 市役所庁舎の車庫・倉庫、南側事務所、錦町事務所、消防ポンプ置場(3 箇所)は耐震診断が 未実施のため、実施を検討します。
- ・ 災害時・非常時に必要となる消防ポンプ置場は、適正な施設数を検討することも考慮しつつ、 今後も計画的にポンプ置場の更新を実施し耐震化を図っていきます。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 耐用年数や性能基準を把握し、適切な維持管理手法を専門業者の指導のもと進めます。
- ・ 行政系施設は、災害時に重要拠点となることから、施設の安全性を十分に確保しつつ「予防保全型」の維持管理手法により、引き続き計画的に長寿命化を図ります。

### ⑥ 統合・廃止の実施方針

- · 庁舎等では、現状の施設を維持し、施設廃止を行いません。
- ・ 消防施設(ポンプ置場)では、施設の老朽化に伴う更新時期に統廃合を検討します。

### ⑦ 管理・運営体制の実施方針

・ 行政系施設の運営体制は、今後とも直営とします。

# 公共建築物(9) 公園 石冶巾 村田町 柴田町 蔵王町 大河原町 東根 亘理町 東北本線 毛萱農村公園北郷 岩公園 坂津田農村公 重要文化財公園 白石市 高倉農村公園 小寺内農村公園 西根 山崎公園 北根農村公園 駅前公園 角田山下總 台山公園 角田中央公園 藤尾 小田農村公園 山元町 枝野 角田 越河角田線 郡山農村公園 凡 例 島石農村公 公園 地区公園·運動公園 丸森町 街区公園 農村公園等



3

4 km

### ▲ 公園の配置図

### 公園の実態

公園は23箇所あり、うち地区公園・運動公園は2 箇所、街区公園は12箇所、重要文化財公園を含む農村公園等は9箇所あります。地区公園・運動公園、街区公園の14施設は、都市公園として個別施設計画「角田市公園施設長寿命化計画」(平成28年3月)が策定されています。

- ・ 公園内施設については、「都市公園内における遊具の安全確保に関する指針 改訂第2版」(平成26年6月)及び「公園施設の安全点検に係る指針(案)」(平成27年4月)に基づく計画的かつ適切な安全点検・診断を実施します。
- ・ 重要文化財の建築物及び設備関連は、建築基準法又は関連法等で定められた期間ごとに点検 を実施します。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

・ 「個別施設計画」に基づく保守・修繕を確実に実施することを基本としますが、日常点検に おいて予測より、劣化の進行が早いと判断される場合は、適宜計画の見直しを検討します。

# ③ 安全確保の実施方針

・ 多くの幼児・児童が利用する施設として、安全確保の徹底のために日常点検や定期点検を実施していきます。また、施設や設備に重大な損傷や故障が確認された場合は、速やかに使用 停止の措置を講じるとともに、必要に応じて詳細な点検を行います。

# ④ 耐震化の実施方針

- 角田中央公園内の施設は、新耐震基準を満たしています。
- ・ 重要文化財公園(旧佐藤家住宅)については、昭和 46 年に国指定有形文化財の指定を受けており、耐震化についても今後、検討していきます。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

・ 公園長寿命化計画で定められた「予防保全型」管理を実施する施設は、原則5年に1回健全 度調査を実施するものとし、遊具及び他法令で定期点検が必要な建築物や設備については、 定められた期間ごとに定期点検を実施し、その結果を健全度調査結果として活用します。

### ⑥ 管理・運営体制の実施方針

- ・ 台山公園及び角田中央公園は、引き続き指定管理者による運営とします。
- ・ 農村公園は、地区ごとに設置されており、主に地域住民が利用しているため、今後は地元に よる管理を検討します。

# 公共建築物(10) その他施設 石浴巾 村田町 柴田町 蔵王町 大河原町 亘理町 東北本線 北郷 旧北郷やすらぎの家 岡駅前広場 東根 白石市 手代木沼駐車場用地 国道113 旧桜小学校 西根 駅前自転車置場及び駐車場 大神町貸付店舗 あぶくま川水系角田地区土地改良区 商営駐車場トイレ・休憩所 中央広場 臥牛三敬会虹の園貸付地 角田山下線 駅前広場 天神町貸付店舗 Who 裏町排水機場 南角田駅前広場 斗蔵山駐車場 町田作業所 旧小田小学校 山元町 角田 枝野 越河角田線

▲ その他施設の配置図

丸森町

4 km

### その他施設の実態

その他

**八** 例 その他施設

その他 (普通財産)

2

3

その他施設は17箇所あり、うち行政財産は10箇所、普通財産は7箇所となっています。 行政財産には、公衆トイレや自転車置場、作業所等が該当しています。普通財産のうち老朽化が 進行している施設では、長寿命化及び耐震診断・耐震改修を進める必要があります。

- 一部の施設では専門業者によって実施されていることから、この体制を継続します。
- ・ 点検・診断の実施結果を蓄積し、今後の維持管理を効率的に進めていくため「メンテナンス サイクル」を構築します。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

・ 施設の老朽化対策として「個別施設計画」策定し、計画的に修繕・更新を実施します。

### ③ 安全確保の実施方針

・ 点検・診断等によって損傷・故障が確認された施設について、安全な使用に支障があると判断された場合は、利用者に対する安全確保に努めます。

# ④ 耐震化の実施方針

・ 新耐震基準を満たしていない普通財産の貸与施設は、既存建物の構造的強度や地震に対する 安全性を把握するために、耐震診断を検討します。

# ⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 設備及び施設の耐用年数や性能基準を把握し、適切な維持管理手法を専門業者指導の基に進めます。
- ・ 耐用年数まで施設が維持できるように「修繕計画」又は「個別施設計画」の実施を検討します。

# ⑥ 統合・廃止の実施方針

・ 現状の施設の利用状況及び今後の需要予測を踏まえ、利用者が見込めない施設や運営コスト の改善が見込めない施設は、用途廃止を検討します。

#### ⑦ 管理・運営体制の実施方針

- 有償貸付施設は、今後とも更新を継続する借り手側に対する施設売却も含めて検討します。
- 無償貸付施設については、主な利用者である地区住民等に対し譲渡する検討を行います。
- ・ 地域に密着した施設として、地区住民による一部管理への協力を呼びかけます。
- ・ 有償貸付施設の貸付料は算出根拠を明確にし、状況に応じた見直しを検討します。

### 公共建築物(11) 公営住宅

### 公営住宅の実態

本市が管理する公営住宅は、11団地159棟(うち4棟は集会所)あります。

近年は、個別施設計画に基づく長寿命化型改善として、トイレの水洗化等が実施されています。 管理棟数には含んでいませんが、用途廃止に伴い「政策空き家」が存在し、順次解体が進んでいま す。また、「事後保全型」であった管理手法から、施設総量を見直し、計画的な更新が進められ、「予 防保全型」の維持管理手法が有効な住棟では、切り替えが進められています。

### ① 点検・診断等の実施方針

- ・ 公営住宅では、消防設備や貯水槽等の法定点検に加えて、供給施設等の定期的な点検を実施 し、良好な居住環境の維持に努めます。
- ・ 計画的かつ確実な維持管理を実施するために、点検・診断等の記録をデータベースとして蓄 積し、維持管理の履歴や内容を随時確認できる仕組みづくりに取り組みます。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 点検・診断等のデータベースをもとにした「メンテナンスサイクル」を実践することで、良 好な住環境の維持に加え、維持管理費用の低減を図ります。
- ・ 設備等が時代のニーズに合わなくなったものを改善し、居住性の向上等を図ります。

# ③ 安全確保の実施方針

・ 用途廃止を予定している「政策空き家」等の住棟は、適切な方法で管理し、第三者の安全確保に十分に配慮するとともに、計画的に解体・撤去します。

### ④ 耐震化の実施方針

- ・ 公営住宅のうち、「角田市公営住宅等長寿命化計画」の「個別改善」に該当する住棟は、全て 新耐震基準を満たしています。
- ・ 新耐震基準を満たしていない集会所は、耐震診断を実施していない老ヶ崎住宅集会所、柳町 住宅集会所の2棟が該当しているため、計画的に耐震診断を実施することを検討します。

### ⑤ 長寿命化の実施方針

- ・ 施設の長寿命化は、個別施設計画である「角田市公営住宅等長寿命化計画(計画期間:平成 23~32年)」に従い、計画的に実施します。
- ・ 耐用年数に有余のある住棟を中心に、「予防保全型」の維持管理手法の導入及び耐久性の向上 を図る改善を実施します。

### ⑥ 統合・廃止の実施方針

- ・ 「角田市公営住宅等長寿命化計画」に従い、平成 32 年度の需要予測を踏まえ、管理戸数を 538 戸から 452 戸と縮小します。
- ・ 用途廃止を予定している「政策空き家」を解体し、良好な住環境にある箇所については、宅 地造成等により売却し、定住人口の増加や財源確保に努めます。

### ⑦ 管理・運営体制の実施方針

・ 今後の財源確保及び受益者負担を考慮し、住宅使用料の見直しを検討します。

### インフラ施設(12) 道路(市道)

# 道路の実態

本市が管理している道路は、1級市道が67,265m、2級市道が76,613m、その他の市道が432,961m、自転車歩行者道が1,369mとなっており、道路改良率は71.7%です。国道や県道は、宮城県が管理しているため含みません。

# ① 点検・診断等の実施方針

- 現状で実施している定期点検等を引き続き適切に実施します。
- ・ 市民からの情報提供を受け入れ、維持管理に役立てます。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

・ 「予防保全型」の維持管理手法を導入し、維持管理費の縮減に努めます。

# ③ 安全確保の実施方針

- ・ 今後ともパトロール等の実施を継続し、安全確保の強化を図ります。
- 通常点検や通報により危険等を確認した場合は、速やかに応急措置を講じます。

# ④ 長寿命化の実施方針

・ 適切な維持管理を実施し、長寿命化を図ります。

### ⑤ 管理体制の実施方針

・ 市道は市が管理し、維持管理業務は業者委託によって実施されていますが、今後もより一層 効率的な管理体制の構築を検討します。

# インフラ施設(13) 橋梁

# 橋梁の実態

本市が管理している橋梁は、橋長 15m 以上が 49 橋、15m 未満が 237 橋あります。国道や県道の橋梁は、宮城県が管理しているため含みません。

個別施設計画では、長期にわたり橋梁の長寿命化の方針及び修繕内容が示されています。

### ① 点検・診断等の実施方針

「みやぎ型・市町村版橋梁点検マニュアル(案)」に基づいて定期的に実施し、橋梁の損傷を 早期に把握します。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロール、清掃などを実施します。
- 「予防保全型」の修繕の実施を徹底することにより、修繕・架け替えに係る費用の低コスト 化を図り、トータルとしてのライフサイクルコストの低減を目指します。

# ③ 安全確保の実施方針

- ・ 主桁・床版及び下部工等については、点検結果から「健全度ランク」を判定します。
- 「健全度」に加え、緊急輸送路の指定の有無や迂回路の有無等を考慮した「重要度」により、 橋梁の安全性を判定し必要に応じた措置を講じます。

### ④ 長寿命化の実施方針

・ 主要部材の点検結果より、健全度ランクを判定し「予防保全型」と「事後保全型」におけるライフサイクルコストを算出し、費用の低コスト化を図りながら長寿命化を目指します。

### ⑤ 管理・運営体制の実施方針

・ 市民生活の安全・安心と地域経済を支える重要な施設であることから、適切な管理と運営体制を推進します。

# インフラ施設(14) 上水道

# 上水道の実態

本市が管理する上水道施設のうち、浄水施設は枝野系統、小田系統の2系統あり、管路の総延長は290,795mに及びます。個別施設計画では、給水人口の予測、収支計画及び事業計画が明確に示されています。

# ① 点検・診断等の実施方針

- ・ 水質検査及び調査等により、長期的なデータ収集と分析を実施します。
- ・ 給配水施設の情報(配水管の布設年度・管種・口径及び給水管の口径、給水台帳)を一元的に 管理するために、マッピングシステムの導入と活用を図ります。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 取水及び配水施設の老朽化した施設の改良や更新を図り、安定給水を確保します。
- ・ 老朽管更新事業として、配水管の布設替えを計画的に実施します。

# ③ 安全確保の実施方針

市民が水道を安心して利用できるように、安定供給に努めます。

# ④ 耐震化の実施方針

大規模地震を想定した施設の耐震化対策を進めます。

# ⑤ 統合・廃止の実施方針

・ 広域水道からの受水により、稼動を停止した江尻浄水場の管理棟、浄水施設及び取水施設に ついては、今後解体・撤去します。

### ⑥ 管理・運営体制の実施方針

- ・ 業務の効率化を図るため、民間委託を検討します。
- ・ 住民から意見・要望に耳を傾けるとともに住民の信頼に応え、水道事業を円滑に運営してい くために公聴・広報機能の充実を図ります。
- ・ 水道事業の経営基盤を強化するため、長期の安定した財源の確保を図ります。
- ・ 人口減少による事業経営の安定と水道事業専門職員の確保、維持管理水準の向上を図るためにも広域連携を検討します。

# インフラ施設(15) 下水道

### 下水道の実態

本市が管理する下水道施設は、公共下水道(汚水・雨水分流式)、都市下水路、農業集落排水等があり、下水道の普及率は52.7%、接続率は80.4%となっています。平成39年度に高倉クリーンセンター、平成45年度には金津クリーンセンターの大規模改修の時期が到来します。

### ① 点検・診断等の実施方針

- ・ 施設及び設備の点検・診断等は、専門業者に委託し実施していることから、今後もこの体制 を継続します。
- 今後も引き続き、定期的な日常点検及び詳細調査を継続します。

# ② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 施設の維持管理業務は、直営による日常点検及び専門業者による保守点検を継続し、点検結 果に基づき適切な修繕更新を実施します。
- ・ 長寿命化計画に基づき汚水・雨水管渠及び処理施設の修繕、更新を実施します。

### ③ 安全確保の実施方針

・ 社会的影響度の大きな箇所である軌道下・幹線道路下・避難路下等、人命の保護や都市機能 確保の観点から、下水道管が起因する道路陥没を未然に防ぐため、調査・パトロールを実施 し、安全確保に努めます。

# ④ 長寿命化の実施方針

- ・ 汚水施設は、長寿命化計画に基づき適切な改築・更新を実施します。
- ・ 公共下水道施設は、概ね5年ごとに長寿命化計画を策定します。
- ・ 雨水施設は、今後長寿命化計画を策定し、適切な改築・更新を実施します。

### ⑤ 統合・廃止の実施方針

- ・ 農業集落排水は、「宮城県生活排水処理基本構想(宮城県、平成 28 年 6 月)」の見直しに基づき、公共下水道へ統合します。
- ・ 公共下水道全体計画区域(合併浄化槽整備区域を含む)を見直します。

### ⑥ 管理・運営体制の実施方針

- ・ 阿武隈川下流流域下水道における施設維持管理業務については、宮城県及び関連市町と協調 し、積極的なコスト削減策の検討を図ります。
- ・ 将来的な農業集落排水事業の公共下水道事業への統合等により、管理コストの削減を図っていきます。
- ・ 平成32年度会計からは、公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、 経営状況の的確な把握や経営基盤の強化を図っていきます。

### インフラ施設(16) その他のインフラ施設

## ① 河川の管理に関する方針

・ 洪水・河川氾濫から市街地や農地の保護を目的としていることから、定期的な巡視により状況を把握し、適切な維持管理を行います。

## ② ため池の管理に関する方針

・ ため池は、農業用水を確保するだけでなく、雨水の貯留や防火用水の確保等、災害対策等に も役立つため、定期的な巡視を実施し、実態の把握に努めます。

# ③ 農道の管理に関する方針

・ 農道は、農業生産資機材及び収穫物の搬出入等や耕作のための道路ですが、地域の生活道路 や通学路としても使われる大切な道路でもあるので、巡視による状態把握や住民からの情報 提供も含めた適切な維持管理を行います。

# ④ 林道の管理に関する方針

・ 林道は、多面的機能を有する森林の適正な整備・保全を図り、効率的な林業経営を確立する ため、巡視により危険箇所を把握し、機能維持に努めます。

第5章	公共施設等における今後の取り組みについて

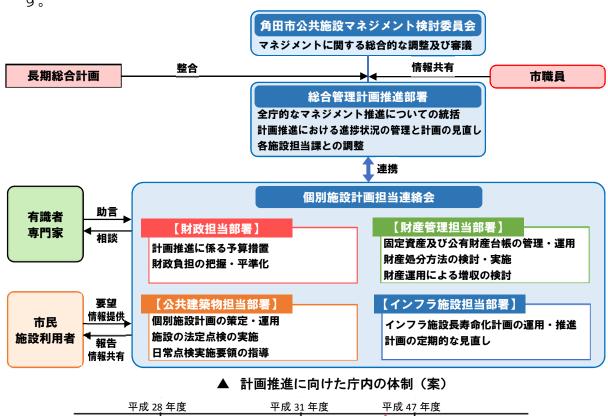
# 第5章 公共施設等における今後の取り組みについて

本市は、前章までに示した方針を実行するために、以下の2つの取り組みを行います。

### 取り組み1

### 計画の推進に向けた庁内体制

- ・ 本計画の意義や方向性を全庁的な共通認識とするため、「公共施設マネジメント検討委員会」 と「個別施設計画担当連絡会」が相互に連携・協力しながら、庁内の情報を共有し公共施設 マネジメントを推進する体制を構築します。
- ・ 担当連絡会では、長寿命化のための修繕・更新、施設の維持運営の効率化、省コスト化を実現するため、有識者や専門家からの助言や指導を取り入れます。また、公共施設等のマネジメントのための勉強会を開催し、職員の意識改善を図ります。
- ・ 担当連絡会は、検討委員会の調整・審議内容を踏まえ、本計画の点検・修繕等の取り組みを 具体的に示す「個別施設計画」を、平成31年度までに策定します。
- ・ 庁内での検討内容は、市民や利用者に対し積極的に開示し情報共有を図ることで、今後のニーズの把握や市民参加型の施設運営への協力を促します。
- ・ 本計画は、個別施設計画の実行内容や保有施設の変化を踏まえ、定期的に見直しを実施します。



見直し\*

角田市公共施設等総合管理計画 改訂 見直し※

角田市公共施設等総合管理計画

個別締設計画

個別施設計画 個別施設計画

当初

個別施設計画

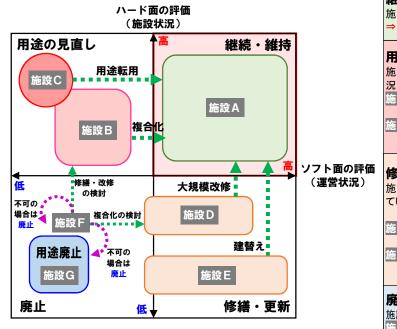
第1回改訂

第2回改訂

### 取り組み2

### 公共施設等の見直し・まちづくりとの連携

- ・ 本市の公共施設等を現状の水準で維持していくことは難しいことから、施設の再編や多機能 化が必要となります。個別施設計画では、本市の将来目指すまちづくりを見据え、地区や施 設の特性を考慮した上で、必要施設量を示し具体的な「削減数値目標」を設定します。
- ・ 公共施設等の見直しでは、市民の協力・合意形成が必要不可欠になります。公共施設等について市民への情報共有を図り、住民参加型の施設維持に向けて、住民説明会の開催を検討します。
- ・ 公共施設等の見直しにあたり、公共施設が必要とされる機能を発揮できるか、安全性を維持できるかを検証する「ハード面」の評価と、必要とされている行政サービスが提供されているか、適正な収益と費用のもと運営されているかを検証する「ソフト面」の評価により、施設評価を実施します。
- ・ 公共施設等を再編し保有量を削減するだけではなく、再編した地区ではサービス水準が本市 の平均より低下しないようにまちづくりや国土強靭化の施策を検討します。



### 継続・維持 施設A

施設状況・運営状況共に問題はない ⇒サービスの維持・向上を検討

#### 用途の見直し 施設B・施設C

施設は新しく改修の必要はないが、稼働率が低く、運営状況に問題あり

施設B→複数施設の再編によって複合化し、運営状況の 改善を図る

施設C→利用ニーズの高い施設へ転用し、新しい施設の 活用を図る

#### 修繕・更新 施設D・施設E

施設は老朽化しているが、施設稼働率が高く、収益を上げ ている

施設D→修繕や大規模改修で施設性能の向上が図れる 場合は、対策を実施

設E→施設の老朽化が著しく、大規模改修でも施設 性能の向上が図れない場合は建替えを検討

### 廃止 施設F・施設G

施設の老朽化が著しく、稼働率も低い 、 運営状況に問題あり 施設 F ⇒ 施設の修繕・改修や複合化により、施設状況や 運営状況が改善されるか検討し、改善される 場合は対策を実施

施設G⇒施設の売却・譲渡を含めた用途廃止を検討

▲ 施設評価と改善イメージ

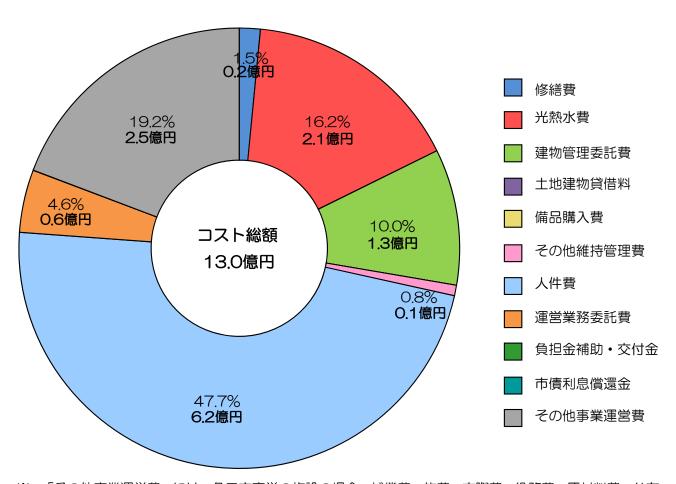
# 資 料 集

# 資料1 公共建築物のコスト状況

本市の平成 26 年度における公共施設全体の維持運営に要する費用は、13.0 億円となっています。その内訳は、人件費が6.2 億円(47.7%)と最も大きく、次いでその他事業運営費が2.5 億円(19.2%)、光熱水費が2.1 億円(16.2%)と続きます。

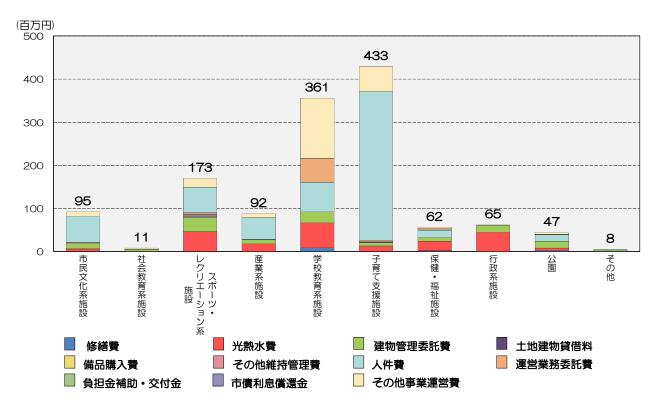
大分類別のコストをみると、子育て支援施設が 4 億 3 千万円と最も大きく、次いで学校教育系施設は 3 億 6 千万円となります。子育て支援・学校教育系施設の維持運営には、全てのコストの 6 割近いコストがかかっています。また、その内訳をみると、光熱水費、建物管理委託費、人件費、その他事業運営費がコストの大半を占めています。

現状では、利益を上げている施設がある一方で、コストが嵩んでいる施設も多くあります。

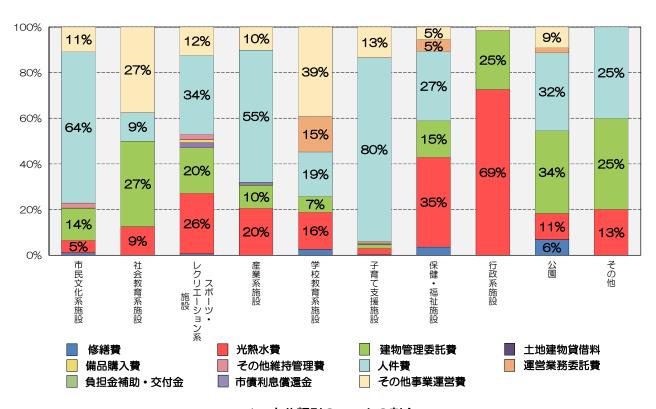


※ 「その他事業運営費」には、角田市直営の施設の場合、補償費、旅費、交際費、役務費、原材料費、公有 財産購入費、扶助費等、様々な経費が含まれます。指定管理者の施設の場合は、消耗品費、雑費等に加え、 修繕費、販売費、管理費、公課費を含んでいます。

### ▲ 公共施設運営に要するコスト

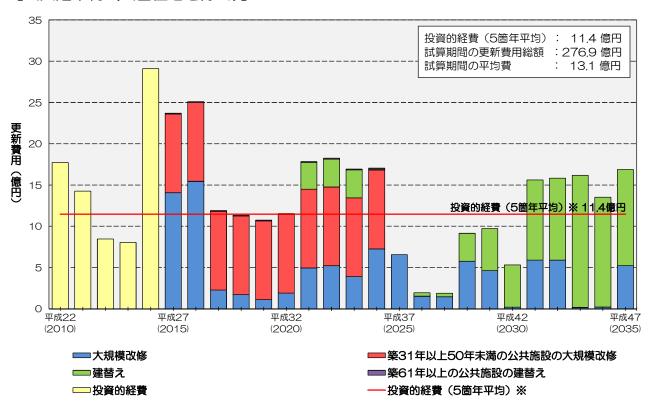


▲ 大分類別のコスト



▲ 大分類別のコストの割合

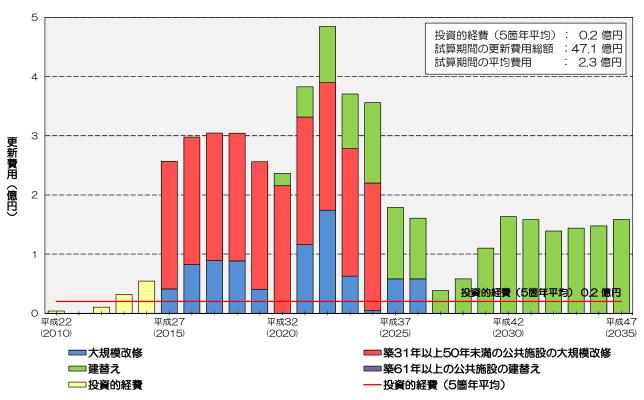
# 【公共建築物(公営住宅を除く)】



※ 投資的経費(5箇年平均)は、平成21~25年度の投資額を採用

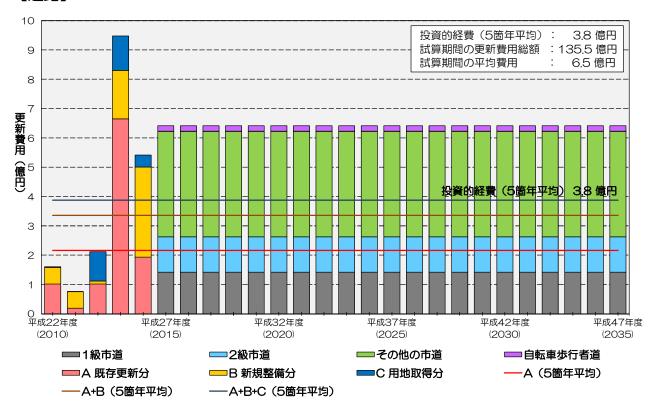
### ▲ 公共建築物(公営住宅を除く)の将来更新費用試算結果

# 【公共建築物(公営住宅)】



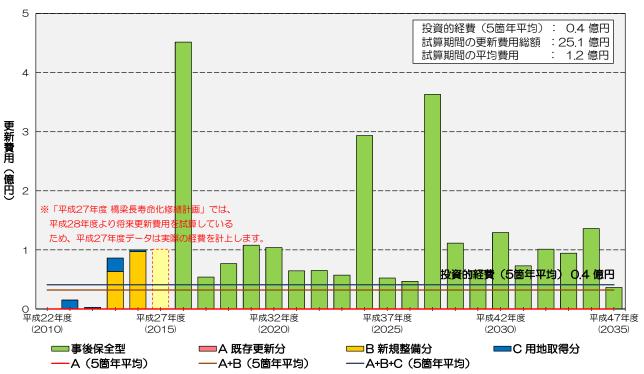
▲ 公共建築物(公営住宅)の将来更新費用試算結果

### 【道路】



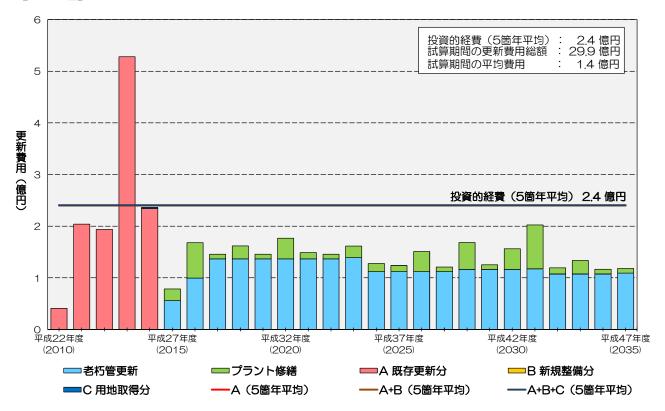
▲ 道路の将来更新費用試算結果

# 【橋梁】



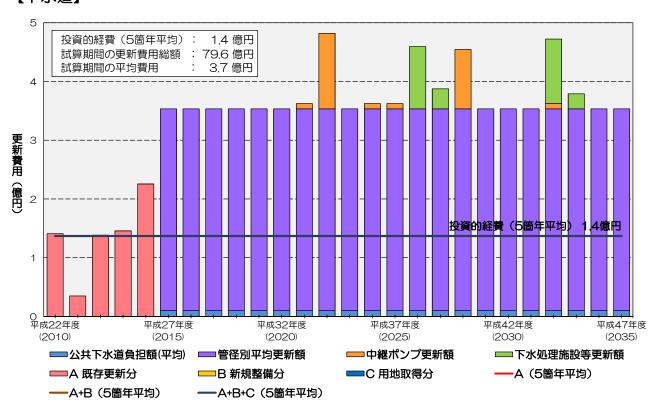
▲ 橋梁の将来更新費用試算結果

### 【上水道】



▲ 上水道の将来更新費用試算結果

### 【下水道】

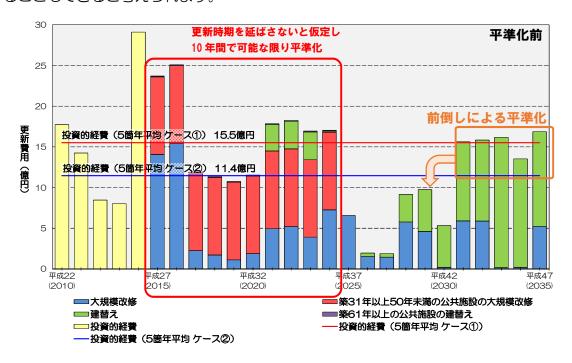


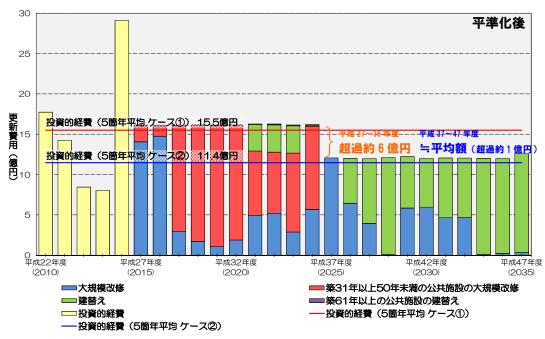
▲ 下水道の将来更新費用試算結果

将来更新費用試算結果では、平成 27 年度(2015年)から 10 年間と平成 43 年度(2031年)以降に将来更新費用が集中しています。その一方で、平成 37 年度(2025年)から平成 42 年度(2030年)までは、更新費用が投資的経費の平均額を下回っています。

更新費用が集中し単年度の財政的負担が大きくなることを避けるため、更新時期を延長しないと 仮定し、更新費用の平準化を検討します。

平準化を実施することで、平成 27 年度から平成 36 年度では、平均額を約 5 億円超過、平成 37 年度以降は、約 1 億円超過と、単年度の負担を小さくすることができます。平準化の結果を踏まえ、長寿命化や更新費用の縮減や施設の削減を合わせて検討することで、更新費用を平均額まで縮減することもできると考えられます。





▲ 公共建築物の平準化イメージ(上図:平準化前、下図:平準化後)

# 用 語 集

# 角田市公共施設等総合管理計画 用語集

<あ行>							
維持管理	公共施設等の機能の維持のために必要となる点検、調査、補修等をいう。						
維持運営コスト	維持コスト(公共施設等の点検、調査、補修などに要する費用や土地借上料等、施設の維持のために必要な費用)と運営コスト(光熱水費や、消耗品・備品の購入に要する費用等、施設において公共サービスを提供するために必要な費用)のことをいい、それぞれ維持運営にかかる人件費を含む。						
一般財源	地方公共団体の財源のうち、いかなる経費についても使用できる収入をいう。 地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税が一般財源とされる。						
インフラ施設	インフラストラクチャー施設の略であり、道路、橋梁、上下水道等の日々の 生活を支える施設のこと。						
インフラ長寿命化計画	中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故等を受け、将来にわたる必要な ンフラ機能の発揮のために、メンテナンスサイクルを構築し、国民の安全 安心の確保、トータルコストの縮減・平準化、メンテナンスサイクル産業 競争率確保を実現するための計画のこと。						
<か行>							
外的負荷	気候天候、使用特性等、公共施設等の外部から受ける劣化原因のこと。						
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性の高い経費の ことで、人件費、公債費、扶助費等がこれにあたる。						
旧耐震基準	昭和56年5月31日までの建築確認に適用されていた基準のことで、震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されている。						
経常収支比率	使途が特定されておらず、毎年度経常的な収入となる一般財源のうち、義務的経費に充当される経費が占める割合のこと。この指標が高いほど、財政が 硬直化している(政策的な事業に取り組む余裕がない)といえる。						
経年劣化	年月が経過するうちに、公共施設等や製品の品質や性能が低下すること。						
広域連携 角田市だけではなく、周辺市町村と連携して公共建築物を保有 する考え方のこと。角田市では、衛生(ごみ処理)事業がこれ							
公共建築物	市役所庁舎や小・中学校、市民センター等、角田市が管理・運営している建築物全般をいう。						
公共施設等	本計画では、公共建築物(ハコモノ)とインフラ施設を合わせた施設全般をいう。						
更新•改修	公共施設等の老朽化に伴い、機能が低下した施設や設備等を同程度以上の機能に再整備すること。本計画の公共建築物では、施設の解体・新築をいう。						
更新費用	公共施設等の更新・改修・修繕に要する費用のこと。						
個別施設計画	本計画を受けて、各施設にてライフサイクルコストの算定や長寿命化による 効果を把握するために、具体的な点検・修繕等の取り組みを具体化させた計画のこと。						
くさ行>							
事後保全	損傷や故障が発生した後に修繕する保全のこと。修繕回数は少ないものの、 一度の修繕に要する費用は予防保全より大きくなる。						
修繕	公共施設等の経年劣化や損傷を繕い直し、整備された当初の水準まで戻すこと。						
住民基本台帳	市町村が管理する住民票を世帯ごとに編成し作成する公簿のこと。						
少子高齢化	出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める 子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まること。						

くさ行>						
人口推計	国勢調査の5年ごとの人口を基礎として、出生・死亡・転入・転出を加減して算出された人口のこと。本計画では、推計方法の異なる国立社会保障・人口問題研究所の「地域別将来推計人口」と「角田市推計人口」の2種類を示している。					
新耐震基準	昭和56年6月1日からの建築確認に適用されていた基準のことで、震度5 強程度の中規模地震ではほとんど損傷せず、震度6強から7に達する大規 模地震でも倒壊・崩壊しないことをとした構造基準として設定されている。					
総合計画	地方公共団体が策定する全ての計画の基本であり、行政運営の総合的な指針となる計画のこと。					
くた行>						
大規模改修	公共建築物のうち、施設や設備の陳腐化・老朽化に対応するため、施設全体で実施する改修のこと。現実では、小規模な修繕・改修を繰り返す施設もあるが、耐用年数の2分の1の時点である、整備後30年に大規模改修を実施すると仮定する。					
耐震診断	公共建築物について、構造的な強度を調査し、想定される地震に対する安全性、受ける被害の程度を判断すること。地震による倒壊・崩壊を未然に防ぐため、危険性の有無を把握すること、その危険性に対しどのような対策を講じるか検討することを目的に実施する。一般的に、旧耐震基準で整備された施設は、耐震診断を実施する必要がある。					
耐用年数	公共施設等が物理的、経済的または機能的にみて使用に耐えられなくなるまでの年数のこと。本計画での公共建築物の耐用年数は 60 年と仮定している。					
地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の 政サービスを提供できるよう財源を保障するための税であり、地方の固有 源である。所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全 を財源としている。					
積み残し建物	公共建築物のうち、本来であれば大規模改修や更新を実施する必要があるものの、更新費用の試算時点で改修や建替えが実施されずに利用を続けている施設をいう。この場合、実施する必要があった改修や建替える場合の費用を分散させて計上する「積み残し処理」により更新費用を試算している。					
定期点検	消防設備や機械設備等の性能を維持するために、法令で有識者による定期的に義務付けられた点検(法定点検)。また、施設や設備の性能の状況を確認するために自主的に実施する点検(自主定期点検)。					
投資的経費	支出の効果が単年度または短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられる経費のこと。					
<な行>						
日常点検	施設利用者の安全確保を図る観点から、施設管理者が施設に不具合がないか日々確認を行う点検のこと。					
延床面積	建築物の各階の床面積を合計したものをいう。					
<は行>						
PFI	Public Finance Initiative の略であり、公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技能的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。					
PPP	Public Private Partnership の略であり、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すこと。					

<は行>						
扶助費	社会保障制度の一環として、生活保護法や児童福祉法または老人福祉法など、 国の法律に基づく支出、また地方自治体が住民福祉の増進を図るため、独自 の施策において支出する経費のこと					
普通会計	一般会計を中心とした会計のこと。地方公共団体の会計のうち、公営事業会 計を除く会計のこと。					
平準化	公共施設等の長寿命化や修繕・更新時期を見直すことで、更新費用が集中し、 単年度の負担が大きくなるのを防ぐこと。					
平成の合併	人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成 11 年以降に合併特例法のもと推進された合併のこと。					
くま行>						
まち・ひと・しごと 創生総合戦略	地方における人口減少や東京一極集中を是正するため、地方における安定的 な雇用創出、地方への転入の推進、若い世代の結婚・出産・子育てへの支援、 地域間連携を基本目標とする、内閣府主導の地方創生の取り組みのこと。					
(施設)マネジメント	社会環境の変化や地域特性に応じた適切なサービスの提供と安定した財政運営を両立させるため、保有する施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながら管理・活用する仕組みのこと。					
メンテナンスサイクル	公共施設等の長寿命化を図り利用者の安全・安心等を確保するために、点検 ⇒診断⇒措置⇒記録⇒(次の点検)の業務を循環させる仕組みのこと。					
くや行>						
用途廃止	公共建築物において、現状の用途の使用を中止し、廃止・解体、他の施設へ の転用または売却・譲渡を行うこと。					
予防保全	損傷が大きくなる前の軽微な状態のうちに、計画的に修繕することで、施設 のライフサイクルコストの縮減や長寿命化を図る保全のこと。					